漢籍紙背文書の研究

竺沙雅章

一、はしがき
二、紙背文書の所在
三、宋代における官文書の處理
四、元代紙背文書—靜嘉堂文庫藏宋刊『歐公本末』
　1、元行文書　2、卷宗事目　3、卷宗刷尾
五、明代紙背文書—靜嘉堂文庫藏宋刊『漢書』殘本
六、おわりに

一、はしがき

中國史研究に占める古文書學の比重は、從來、日本史などに比べて高いものではなかった。その最大の理由として、中國には尨大な典籍が存在するのに對し、古文書の遺存の少ない點が擧げられるが、一面、古文書に對する研究者の關心度が典籍に對するほど高くなかったことも、否定できない。しかし近年來、中國では明清以降の官私文書の收集と研究とが積極的に行なわれて、社會經濟史の研究に多大の成果をもたらしてきた。わが國でも、從來看過されていた清代土地關係文書によ

る精緻な勞作があらわれており、[1] また敦煌吐魯番出土文獻の研究において、古文書學の方法を用いることによって顯著な發展をみるにいたったのは、ここ十年來のことである。そうした意味で、中國古文書學はいま始まったばかりであると言ってよく、今後さらに古文書の發掘と研究を積み重ねて、その體系化をめざさねばならない分野である。

本稿で扱う漢籍の紙背文書は、早くからその存在は知られておりながら、歷史資料として本格的に檢討されることのなかった文書群である。すなわち清代中期以來の藏書志、善本題跋の類に、文書紙背を利用した古本に關する記載はかなり多い。葉德輝は『書林清話』に「宋元明印書用公牘紙背及各項舊紙」卷八「古人鈔書用舊紙」卷十の項を立てて、それらの記事を集錄しており、それによって、紙背文書についておおよその見當をつけることができる。しかし藏書家たちが紙背文書に注目するのは、多くの場合、當該版本の印刷時期とその場所とを示す確かな證據としてであり、藏書志類の記載はもとよりはなはだ簡略であって、歷史資料の用に足るものとは言いがたい。ところで葉德輝も記すように、この種の文書はほぼ宋元明三代に地方衙門で作成した官文書に限られるが、この三代は、明代後期は別として、官文書の遺存がきわめて乏しく、その樣式等もほとんど明らかでない時期である。したがってこれら紙背文書は、その空白期を埋める一つの文書群であり、古文書研究にとって看過できない重要な資料と言わねばならない。

筆者は數年來、漢籍の紙背文書に關心を持ち、わが國に現存する文書紙背に印刷した二、三の版本を調査してきた。調査すると言っても、それらはいずれも綫裝（ふくろとじ）本であって紙背文書を正確に移錄することは不可能であり、まして それらが貴重な宋元刻本であるから、取扱いには細心の注意を拂わねばならず、メモ程度の移錄しか許されない。しかし幸いなことに、それらの版本を詳しく見ていくと、一部數百葉のうちには文書の表面に印刷した部分が五、六葉は混っており、その部分を正確に移錄できるのはもちろん、寫眞によつて原文書のすがたを提示することもできる。また文書が薄紙の場合には、紙表より紙背の文字を判讀することも、ある程度は可能である。そうしたわずかに捉えうる手掛りを集めて、當時の

官文書の様式、官文書處理の手續き等を考察するのが、本稿の目的である。もとより隔靴搔痒の感を免がれず、また貴重な文化財に對する邪道の研究態度として叱責を蒙るのではないかとの恐れをいだかざるをえない。そのような種々の不安にかられながらも、あえてこの問題を取り上げたのは、これにより未開拓の中國近世官文書研究にいささかなりと寄與するところが存するのではないかという、筆者の淡い期待からである。各專家の批判を仰ぎたい。

本論に先立ち、貴重な宋元版の閲覽を許可され、その上、面倒な寫眞撮影を快く許可し斡旋していただいた靜嘉堂文庫に對し、心から御禮を申し上げたい。またこの問題に關心をもったのは、昭和四十二年度流動研究員として東洋文庫に席を置いた際、同文庫藏本に紙背文書を見出したことに始まる。本研究の機緣と便宜を與えられた東洋文庫に對しても更めて謝意を述べる。

二、紙背文書の所在

古版本に廢紙々背を用いて印刷したものがあることを指摘した早い例は、『書林清話』に引用する明の張萱『疑耀』卷三の記事であろう。それには「余幸いに祕閣の書籍を校するを獲て、つねに宋板の書を見るに、官府文牒を以って、その背を翻し、印して以って行なうもの多し。治平類篇一部四十卷の如きは、皆元符二年及び崇寧五年の公私文牒牋啓の故紙なり云々」と記す。もしこの『治平類篇』が現存しておれば、北宋代の紙背文書として唯一の例となるのであるが、亡佚して傳わらない。明末清初ごろでは題跋類に紙背文書の存在を記錄することは少なく、例えば錢謙益は『新定三禮圖』の跋を書いたが、紙背の淳熙五年公牘には觸れるところがない（有學集四六、跋聶從三禮圖）。乾嘉の頃になって版本研究がさかんになると、紙背文書に關する記錄も多くなった。當時、多數の善本を所藏し、自ら書齋を百宋一廛と名づけて宋版の多きを誇った、著名な藏書家黃丕烈も紙背文書のある古版本を數種所藏し、それぞれの題跋にその由を書き留めた。しかし、例えば、書友が持って來た

『北山小集』を見るや、紙背文書によって卽座に宋刻宋印と判定できたことを自慢し、『蘆川詞』の紙背に言及して「典實に關わること無しといえども、聊かここに記し、以って宋刻宋印の古書の源流、多くかくのごときものあるを見わす」（以上、士禮居題跋）と記すごとく、彼の場合は、當該善本が宋刻宋印であることを決定しうる證據として紙背文書に注目したのであって、文書內容に觸れるところが少ない。さすがに錢大昕になると、同じ『北山小集』に跋して、紙背は乾道六年の官司簿籍であり、そこに湖州司吏院新朱記、湖州戶部贍軍酒庫記等の印記があることから、この版本を呉興官廨刻本と考證している（潛研堂文集三一）。その後の藏書志等にも紙背文書に關する記錄はかなり多く、前揭の葉氏の書にほぼ集錄されている。もとよりそれに列擧された諸本の中には、現存を確かめられないものも少なくない。

現存の紙背文書を有する漢籍を、中國については近年出版の善本目錄、版刻圖錄類の記錄により、わが國については主に筆者が實見した書籍によって表示すると次のごとくである。版本の年代や文書內容などについて、書目より題跋類に詳しい說明がみられる場合はこれに從い、ほぼ文書の年代に從って排列した。

書名・卷數	刊刻記事	紙背文書記事	現藏者	典據
〔宋代〕				
1、李賀歌詩編四卷集外詩一卷	北宋刊本	乾道元年至九年廣德軍田賦錢糧公牘	臺北	宋本圖錄
2、三國志注六十五卷	宋刊遞修本	乾道淳熙間公牘	北京	北目、版刻17
3、新定三禮圖集注二十卷	宋淳熙二年鎭江府學刊本	淳熙五年公牘	北京	北目、版刻110、111
4、洪氏集驗方五卷	宋乾道五年姑熟郡齋刊本	淳熙七年八年公牘	北京	北目、版刻125
5、花間集十卷	宋刊遞修本	淳熙十一年鄂州公牘	北京	王鵬運跋、北目、版刻218
6、雲仙散錄□卷	宋開禧元年臨江郭應祥刊本	嘉泰開禧等年官印冊紙	南京	南目
7、集古文韻五卷	宋紹興十五年齊安郡學刊本	開禧元年黃州諸官致黃州教授書狀	北京	莫錄、北目
8、白氏六帖事類集三十卷	宋紹興刊嘉定以後修補本	嘉定六年至八年鄞江公牘	天理	ビブリア8

9、歐陽先生文粹□卷	宋婺州刊本	宋時公牘	南京	版刻91
〔元代〕				
10、增修互註禮部韻略五卷	宋刊本	至元十二年十三年公牘	上海	版刻35、36
11、唐書二百二十五卷	宋紹興刊宋元遞修本	元貞至正間浙西肅政廉訪司公牘	北京	舊京、版刻66
12、魏書一百十四卷	宋刊宋元遞修本	延祐泰定元統至元公牘	北京	北目
13、歐公本末四卷	宋嘉定刊本	延祐五年婺州路公牘	靜嘉堂	祕籍志
14、中庸或問存一卷	元至元間泳澤書院覆宋本	泰定間江浙行省各路戶口錢糧冊等公牘	臺北	金元圖錄
15、爾雅疏十卷	宋刊元修本	致和至順間公牘	靜嘉堂	祕籍志
16、說文字原一卷	元至元十五年高德基等刊本	公牘	北京	北目
17、後漢書注九十卷志注補三十卷	宋刊元修本	公牘	北京	北目
18、周易集說殘卷	元至正九年刊本	公牘	北京	舊京
〔明代〕				
19、爾雅疏十卷	宋刊宋元明初遞修本	洪武二年蕭山陰兩縣公牘	北京	版刻30
20、魏書存九十四卷	宋紹興刊元明初修補本	洪武中公牘	臺北	宋本圖錄
21、忠文王紀事實錄四卷	宋咸淳七年吳安朝等刊本	洪武官冊紙	北京	版刻38、傳目
22、隋書八十五卷	元大德中瑞州路刊明南監修補本	洪武年間戶口錢糧公牘	臺北	金元圖錄
23、漢書殘八卷	宋刊明修本	洪武中公牘	靜嘉堂	
24、幽蘭居士東京夢華錄十卷	元刊本	明初國子監中冊籍	靜嘉堂	黃記
25、魏書存十七卷	宋刊宋元明遞修本	成化中南京都督府諸衞倉公牘	北京	涵錄
26、魏書一百一十四卷	宋刊宋元明遞修本	成化七年至十年南京都督府諸衞倉公牘	東洋	
27、致堂讀史管見三十卷	宋寶祐二年江南宛陵郡齋刊明初修補本	成化中公牘	臺北	宋本圖錄
28、史記集解一百三十卷	宋刊宋元明遞修本	弘治公牘	北京	北目
29、歐陽行周文集十卷	明弘治十七年莊槩吳晟刊本	公牘	北京	北目
30、博物志十卷	明弘治十八年賀泰刊本	公牘	北京	北目

31、樂書二百卷	元至正七年福州路儒學刊本	嘉靖中公牘	臺北	金元圖錄
32、桯史十五卷	明嘉靖四年錢如京刊本	公牘	北京	北目
33、文選雙字類要三卷	明嘉靖十九年姚虞季本刊本	公牘	北京	北目
34、隋書八十五卷	元大德饒州路儒學刊明嘉靖重修本	公牘	北京	北目
35、皮日休文集十卷	明刊本	公牘	北京	北目

現藏者略記　北京―北京圖書館、上海―上海圖書館、南京―南京圖書館、臺北―國立中央圖書館、靜嘉堂―東京靜嘉堂文庫、東洋―東京東洋文庫、天理―天理大學圖書館

典據略記　北目―北京圖書館善本書目八卷　一九五九年北京中華書局排印本
上目―上海圖書館善本書目五卷　一九五七年上海圖書館排印本
版刻―中國版刻圖錄增訂本　北京圖書館編　一九六〇年北京文物出版社景排印六一年再版本
宋本圖錄―國立中央圖書館宋本圖錄　國立中央圖書館編　民國四十七年臺北中華叢書編審委員會景排印本
金元本圖錄―國立中央國書館金元本圖錄　國立中央圖書館編　民國五十年臺北中華叢書編審委員會景排印本
舊京―舊京書影　倉石武四郎・吉川幸次郎編　昭和三年景照本
黃記―士禮居藏書題跋記　清黃丕烈撰　光緒十年滂喜齋刊本
莫錄―宋元舊本書經眼錄　清莫友芝撰　同治十二年莫氏刊本
傅目―雙鑑樓善本書目　傅增湘撰　民國十八年傅氏刊本
涵錄―涵芬樓燼餘書錄　張元濟撰　一九五一年上海商務印書館排印本

右表によって、現存の紙背文書のおおよその内容が知られる。文書の作成年代は南宋の乾道中（一一六五―七三）より明の嘉靖中（一五二二―六六）の四百年間にわたり、文書の種類ではすべて官文書、ことに地方衙門で作成した文書が大部分を占めている。以上の特色はすでに葉氏が指摘したとおりである。印刷した版本は一、二卷の小冊から百卷二百卷に及ぶ大部の書まであり、後者はいずれも正史である點は注目すべきことであろう。ただし各書冊の全葉が官文書廢紙であるとは限らず、むしろそのような場合は稀であるとみなければならない。例えば前表の8は三十卷十八冊のうち、文書があるのはわずかに前三冊中の二六葉にすぎない。しかし筆者が調査した26は約一五〇〇葉、13は約五〇〇葉、23は約三三〇葉の文書廢紙を用い

ているから、右表の三七部に含まれる文書の數量は優に二萬葉を越えるものと推定される。これらの文書を作成あるいは受理した官衙について詳しく記錄するものは少ないが、記載のあるものについてみると、その地域はほとんど江南地域に屬する。しかも戸口錢糧冊などの官冊廢紙が多く、當時、經濟の中心地域であった江南の社會經濟動態を分析する上に重要な資料を提供するものと言えよう。しかし現狀ではなお紙背に埋れ、利用の適わぬ資料であるのは、殘念である。

ここで從來知られていなかった東洋文庫所藏の宋版『魏書』(26)について、概略の說明を加えておかねばならない。[2] 本書は藤田豐八氏舊藏、六四冊、每半葉九行行十八字のいわゆる眉山七史の一である。眉山七史と呼ばれる正史は趙萬里が考證したごとく、[3] 實は南宋紹興中に江浙で刊刻した監本の一であり、宋元を通じて修補を加え、明初に南京國子監に版藏され、その後も幾度か修補を重ねた、宋刊宋元明遞修本であって、三朝本とも呼ばれている。ただし本書の三朝本部分は傳二六、二七、四八、五〇—五八、六〇—八三、八五、八七、八八、九一、九二、志一—一四、通計五五卷にとどまり、他の部分は明嘉靖八年(一五二九)補刊本で補っている。兩者は紙質も判然と異なり、前者に紙背文書が存する。文書は成化七年(一四七一)より十年(一四七四)までの南京都督府諸衛倉および馬草場が處理したものであって、南直隸、湖廣、浙江等所屬の諸縣から南京諸衛倉に里長、糧長らが送納した糧米等の「運糧呈文」、諸衛倉が報告した糧米等の受領報告「收糧揭帖」、その他「諸衛官攢軍斗名簿」など衛倉管理に關する諸種揭帖類を含んでいる。これと同種の文書を用いた版本が、北京圖書館現藏の『魏書』殘卷(25)である。『涵芬樓燼餘書錄』に本書を解題して「明補なし。十七卷十二冊を存す。季滄葦舊藏。帝紀十二卷列傳一二三四五卷を存す。明南京都督府諸衛各倉及び馬草場の公牘紙を用いて印し、紙背に成化の年號あり。藏印季振宜藏書」と記しており、東洋文庫本の紙背文書と全く同樣である。しかも殘存十七卷は東洋文庫本の三朝本部分と重複しない。したがって兩本はもともと同一本であったものが、後に分離した可能性がきわめて濃厚である。ただ北京本に存するという季振宜(一六三〇—?)の藏印が東洋文庫本になく、また後者が萬曆二十四年刊刻の南監本ではなくて、嘉靖補刊本を用いて

缺佚部分を補っていることから、もし両本が同一本であるとすると、両者が分離した時期は明代に遡ることになる。何はともあれ、紙背文書を通じて両本の密接な關係を確認できたわけで、これは版本研究にとっても興味ある事實と言えよう。

三、宋代における官文書の處理

紙背文書の内容を検討するためには、その前提として當時、官文書が各衙門でどのように管理され、どのような手續きを經て廢棄され、ついには版本の印刷用紙に使われることになったかという、官文書の廢棄にいたる徑路を明らかにしておかねばならない。その問題を宋代について述べるのは、紙背文書が宋代に始まることとともに、元明代は宋代にできた制度を繼承している面が多く、宋代の實態が明らかになれば、おのずと元明代についても理解できるからである。

宋代になると、中央と地方とを問わず、諸官衙は官文書の整理保管にとくに力を入れるようになり、各衙門に架閣庫を建築して、成案後の文書を年代順、分類別に排架し、後日の検索の用に備え、また專任の官吏を置いて文書の出納を掌らせた。それにともない文書架閣に關する法令も整備された。

北宋時代、中央官衙の文書庫は景德三年（一〇〇六）金耀門文書庫の設置にはじまる（長編六四）。ここに太平興國以來の三司の籍帳を收貯し、三司軍大將二人をその管理に充てた。大中祥符四年（一〇一一）の詔に「文書庫は三部に分かち、各房架閣の文字（案牘）は案ごとに架を異にして、一々に交點し、鎖鑰は三司使の處に納めよ。もし非時に、人吏の私かに文帳を檢するものあらば、卽ちに嚴斷を行なうべし」とあり、文書庫は三司使の嚴重な管理下に置かれていたのである（宋會要食貨五二―一一）。その後、北宋末の崇寧年間（一一〇二―〇六）吏部侍郎何執中の建議によって、はじめて吏部架閣官が置かれ、他の諸部もこれに倣って置官したが、その官は制度として定着せず、廢置を繰り返した。南宋になると、紹興三年（一一三三）六部に架閣が建てられ、同十五年（一一四五）主管文字官四人―禮兵一人、刑工一人、吏戶各一人が置かれて、ここにはじめて架閣の制

が整った。嘉定中（一二〇八―二四）に架閣の増築があって百十間に達したという（咸淳臨安志五）。臨安には別に三省樞密院の架閣（同上書四）轉運司の架閣（同上書五五）も存した。一方、地方衙門における架閣庫の設置について、『能改齋漫錄』巻一に「仁宗朝、周湛、江西轉運使となる。江西の民、訟を喜び、多く案牘を竊去するも、州縣制する能わざるを以って、湛ために千丈の架閣を立て、法るに歳月を以って次となし、その遺去の罪を嚴しくす。朝廷、諸路に頒って法となせり」（立千丈架閣）と記す。これによれば、北宋中期に周湛が制定した架閣規定を諸路に頒布したとあり、地方衙門でも當時から次第に架閣庫が整備されつつあったことがうかがわれる。事實、宋元地方志官廨の項には架閣庫の記載が頻見し、例えば湖州の架閣樓は元祐七年（一〇九二）の創建、およそ三十間、樓上に八庫を置いた（吳興志八）とみえ、各地方とも北宋中後期に架閣庫を創置したごとくである。そして南宋になると、中央官衙と同様に州縣の架閣庫の管理規定も整備されたようである。

このように官文書の保管が重視された結果、保管手續きに關する諸法令が發布になり、細部にわたる規定が設けられた。『慶元條法事類』文書門に架閣の項（巻一七）があり、文書の架閣に關する勅、令、格を集めている。その文書令の一に

諸制書及重害文書州實行丁產等第稅租簿副本縣造簿案檢同、若祥瑞、解官、婚、田、市估、獄案之類長留。仍置籍立號、別庫架閣、以時曬暴。即因檢簡移到者、別爲壹籍號止。因舊

とあり、當該衙門が處理した文書のうち、制書および重害文書すなわち重要な文件は長留架閣した。そのなかには戶口田產の臺帳や裁判關係文書も含まれていた。戶口冊について言えば、戶口增減の實數について、縣は毎年四本の帳簿を作成して一本は縣に留めて架閣し、三本を連粘して二月十五日以前に州に送る。州はそれの檢閲を終えたのち、三本の帳簿を作り管下の縣帳を連粘して、一本は州に留めて架閣し、二本は三月末までに轉運司に送る。轉運司でも州から送られてきた帳簿の檢閲を經てのち、都帳二本を作成して州縣の帳簿を連粘し、一本は轉運司に留めて架閣し、一本は六月末までに尙書戶部に送達するという手續きであった（戶令）。したがって戶口冊は縣、州、監司さらに戶部それぞれが架閣庫に保管したのである。

また獄案の場合は、鞫獄しおわると文案を封印して當該の州に送って架閣したが、事件がその州の官吏に渉る文案は隣州に送り、密にすべきものは元差の司（監司）に送る（斷獄令）とあって、原則として州に架閣された。架閣庫の管理は州縣官一員―縣では令、丞、簿―が掌り、彼らが長留すべき文書を架閣しなかったり、檢閲のため移動したものについて保管簿に記入しなかったり、文書を散佚した場合には、處罰を受ける規定が設けられていた（職制勅）。

以上は長留文書についての規定であるが、非長留文書といえども一定期間は保存しなければならなかった。すなわち文書令の一に

諸架閣公案、非應長留者、留拾年。每參年壹檢簡、申監司、差官覆訖、除之充官用有餘者出賣。

とあり、永久保存しない文書も十年間は保存しなければならず、各官衙は三年ごとに一度檢閲して監司に上申し、監司より派遣された官員が再檢閲したのち、はじめてこれが廢棄された。したがって一旦架閣された文書は、廢棄するにも面倒な手續きを要したのである。これを唐の公式令と比較すると、公式令には

文案不須常留者、每三年一揀除（仁井田陞、唐令拾遺六〇二頁）。

とあり、さらに唐令をうけた日本の養老公式令第七十三條には

凡文案、詔敕奏案及考案、補官解官案、祥瑞、財物、婚、田、良賤、市估案、如此之類常留。以外年別檢簡、三年一除之。具錄事目爲記。其須爲年限者、量事留納、限滿准除（同右書）。

とある。つまり慶元令はほとんど唐令のままであるが、異なるところは長留文書に獄案が加わっていることと、非長留文書にも十年の保管年限を設けたことの二點であろう。ことに第二點は宋朝が文書保管を重視したことを示すものと言える。ここでわれわれにとって注目されるのは、慶元令に初めて附された「充官用、有餘者出賣」との注の文言である。保管期限を過ぎて廢棄された文書は官用に充當し、餘った分は出賣するという文言から、われわれは官文書廢紙が版本の印刷紙に用いられ

るにいたる經緯を知ることができる。官用に充てるというのが具體的に何に用いたかは明らかでない。そのなかには裏返して帳簿にしたものもあったであろう。また官刻本の印刷用紙に充當したものも少なくなかったに違いない。前表の紙背文書を用いた版本の開版者に郡齋等の公署が多く、明代では南監印本がもっとも多いことは、それらの印刷に出賣した官文書廢紙を使用したのではなくて、官用に充てた廢紙を用いたものとみられる。一方、出賣した廢紙を買い取って印刷した私家版ももとより少なくはなかったであろう。ただ紙背文書の多くは戸口錢糧冊といった、文書令の規定によれば長留すべき「重害文書」である。横流しを禁止し散佚に對する罰則が存在していても、現實にはこれら「重害文書」が民間に流出し、あるいは官衙みずからこれを廢棄し流用していたことを物語っている。

ところで官文書廢紙の出賣に關しては、有名な蘇舜欽の失脚事件がある。仁宗朝の慶曆四年（一〇四四）、杜衍、范仲淹、歐陽脩らが朝堂にのぼり、いわゆる「慶曆の新政」に乘り出した時、新進官僚の一人蘇舜欽も范仲淹の推擧をえて監進奏院となり、改革政治に參畫した。たまたま進奏院で恒例の祠神の會があり、舜欽が故紙賣却錢を用いて、妓樂を集め、賓客を招いて、盛大な宴會を開いたことについて、改革反對派に屬する御史中丞王拱辰の彈劾を蒙り、舜欽は自盜つまり故紙賣却錢を着服した罪で免官、宴會に列席した改革派の官僚もことごとく追放され、王拱辰は「吾、一網打盡せり」と喜んだという事件である。この事件は范仲淹らの改革が一年足らずで挫折する契機となった。免官處分をうけた蘇舜欽は蘇州に滄浪亭を建てて流寓生活を送ったが、そのころ舜欽は文彥博に書簡を送って、この一件の辯明を行なっている。[4] すなわち、進奏院の祠神會は毎年その費用を醵出してまかない、會には胥吏が非類（ならずもの）を集めるのが例であった。そうした惡習を改めるために、同監院の劉巽と俸錢十緡を出し、その上に「尋常の公用賣故紙錢」四五十索をあわせ用いたが、この賣故紙錢というのは、もともと棄物を處分して生れた錢であって、その支途は各種帳籍に係わらないところの、地方官衙で雜物を貨賣して公用に充てるたぐいの錢である。しかも祠神の剩餘金は館閣の同僚や進奏院の胥吏たちとの飲食に使いはたし、一錢も自分の懷中には

入れていない。それなのに自盗の罪を着せられたのは納得できないと述べている。事件の眞相如何は措くとしても、故紙賣却錢は公用つまり官僚の機密費たる公使錢とされたことが知られる。したがって、さきの慶元令に記す出賣による收入は各官衙の公使錢の一部となり、時に官僚の私腹を肥やす結果になっていたものと考えられる。[5] 事實、『涑水記聞』卷一六には、監金耀門文書庫であった王永年が官文書を盗賣し、錢を得て娼家にみつぎ、妻に覺られるのを畏れて、にせ帳簿をつくったという話を載せている。そうしてみると、宋代から明代に及ぶ版本の官文書廢紙の利用という傾向が生じた理由として、その時代は「用紙の供給が十分でなかったためである」とのみ一概に決めてしまうわけにはいかない。たしかに當時の紙は高價であった。例えば東京內閣文庫所藏の宋刊『淮海集』卷末には次のごとき牒文を掲げている。

高郵軍學淮海文集計四百四十九板幷副葉標背等／共用紙五百張
三省紙每張二十文計一十貫文省
新管紙每張一十文計五貫文省
竹下紙每張五文計二貫五百文省
工墨每版一文計五百文省
青紙標背作一十冊每冊七十文計七百文省
官收工料錢五百文省

本書は南宋乾道九年（一一七三）高郵軍學刊本であるが、右の紙價を當時の米價と比較してみると、乾道七年、高郵軍では災害救濟のため米を每斗一百五十文省で出糶したとある（宋會要食貨六八）ことから、もっとも廉價な竹下紙でも一張は米三合餘（わが國の約一合二勺）、上質の三省紙では一張一升三合餘（四合九勺）に相當したのである。[6]『書林清話』の「宋監本書許人自印幷定價出售」（卷六）に、書籍の首末に掲げる工賃、定價等を記した牒文を集錄しているが、右のように紙價を記載したもの

は珍しい。葉德輝は「宋時の刻印工價の廉なるを見るべし」というが、當時は印刷の工賃よりも紙價の方がはるかに高かったことが知られよう。しかし宋代になると製紙業が著しく發達して、紙はひろく農民や都市住民の日用品として多量に流通するようになり[7]、廉價な竹紙を用いて印刷した坊刻本も續々と出版されていたのであって、單に用紙不足の理由からのみ、文書紙背の利用を説明できないであろう。それよりはむしろ、故紙賣却錢が公使錢の財源の一つであり、故紙の賣却によって諸官衙、諸官僚の機密費が潤った點に、故紙放出とその紙背利用がさかんであった一つの原因が考えられるのではないだろうか。

それとともに當時の官文書廢紙が印刷紙に適した點も盛行の一因であった。さきの張萱が宋版の公牘紙が良質で紙背も紙表と同様に書寫できることに感服し（前掲疑耀）、錢大昕また「古人の公移案牘に用うる所の紙は皆精妙にして、仍って它用すべし。今の官文書紙は率ね輭弱にして久しきに耐えず、數年の後には微爛蠹蝕して、復た用うべからず」（前掲書）と述べるごとく、厚手の上質紙を用いた官文書用紙[8]は耐久力がある點で喜ばれたのである。第一圖は倉石武四郎、吉川幸次郎輯『舊京書影』に載せる宋刊『資治通鑑』影片の部分圖である。左下に解物人沈盛、沈茂の墨筆署名と花押がみえ、右の「禮部評驗書畫關防」の朱印記下に「溫字拾柒號」の記號がある。『舊京書影提要』によれば[9]、元刊『晉書』、宋刊元修『宋書』、宋刊元修『魏書』、元刊『五代史記』にもそれぞれの紙角に同様の朱記があるという[10]。いずれも元代のものであるが、これは印刷用紙に官府へ貢納した上供紙を用いた確證であり、これらの用紙は『淮海集』卷末牒文に掲げる三省紙に相當するのであろう。三省紙は竹下紙に比べて四倍もの高價な紙であったから、同質の官文書廢紙を代用して上製本を作ったとみられる。上質紙の印本を求める讀書人の風尚と紙價の關

第一圖　解紙人署名—宋刊『資治通鑑』之一葉（部分）（舊京書影）

係が、このような傾向を生んだ一因でもあった。

四、元代紙背文書—靜嘉堂文庫藏宋刊『歐公本末』

宋元明三代にわたる紙背文書のうち、宋代のものは、現在のところ、天理大學圖書館藏『白氏六帖事類集』に含まれる二六葉が金子和正氏の紹介（ビブリア八、一九六〇年）によって知られているにすぎない。もっとも裏打紙では、岩井大慧氏が「宋代經濟文書斷簡零葉」と題して『加藤博士還曆記念東洋史集說』（一九四一年）に紹介された、宋版『太平寰宇記』の表紙裏に貼付してあったという南宋淳熙慶元間の四川財務關係の官文書零片四三葉、および熊原政男氏が『ビブリア』九（一九六〇年）に紹介された、もと藏經の表紙の心張（しん）りに用いてあったという金澤文庫所藏の宋代官文書零片四葉がある。ともに宋代文書の研究に貴重な資料であるけれども、準備不足のため、本稿では扱うことができなかった。今後の檢討に待ちたい。(11)

元代紙背文書の一例として、本稿では靜嘉堂文庫所藏、宋刊元印『歐公本末』の紙背文書を中心に考察を加える。

『歐公本末』四卷は宋、呂祖謙編、歐陽脩の行實を彼および同時代人の文章詩賦から摘錄した、傳記類に屬する書物で、『陳錄』『宋史』等には著錄するが、明代以後の書目に見えない稀覯書である。跋によれば、嘉定五年（一二一二）婺州通判詹乂民が開版し、その版木は州祠に藏庋したという。毎半葉九行行十八字の大字本で、毎卷一一〇葉から一七〇葉に及ぶ。現在は二〇冊に分けられているが、過去に幾度か改裝を經た痕跡がある。毎紙に襯紙を挿入した丁寧な裝訂は清代後期のものと思われる。一紙の大きさは二五・五糎×約三四・五糎。すべてで五三一葉のうち、官文書廢紙を用いた部分は四八〇葉。それらはおおむね堅厚な楮紙である。大半は紙の中ほどに折目の跡が殘っており、もと冊子をなしていたことが明らかである。文書の形式は大別すると三類になり、筆者はそれぞれを元行文書、卷宗事目、卷宗刷尾と推定した。以下、三類の文書の形式と內容とを檢討していきたい。

1、元行文書

第二圖は、たまたま「とじ目」がはずれていたため紙背を撮影できた部分である。(四) 圖版で明らかなごとく、用紙のほぼ下半分を使って毎紙一一行ずつ書寫されている。紙背に隠れた他の葉についても、この種の文書は同じ書式であり、その文字を移錄するのはかなり容易であった。ただ圖版の上端が本書の「書口」に當り、その部分の紙背に薄紙を貼って補強してあるため、まま上端の文字に不明のところがある。第二圖の文書を移錄すれば次のごとくである（標題下の二―104は第二卷第一〇四葉を示す。以下も同樣）。

資料一A　「鄭勝一死亡事件」案牘一（二―104）

死根因。詳問明白結解。牒委主簿塔
塔兒歹進義。親詣麗水縣四十一都地
所體究。申乞照詳。得此。本路爲事干
碍人命。中間情節未明。本縣遷延四箇
月餘。才方虛調。下縣。將朱萬七等。詳
問明白解府。仍取典史吏貼遲慢招伏

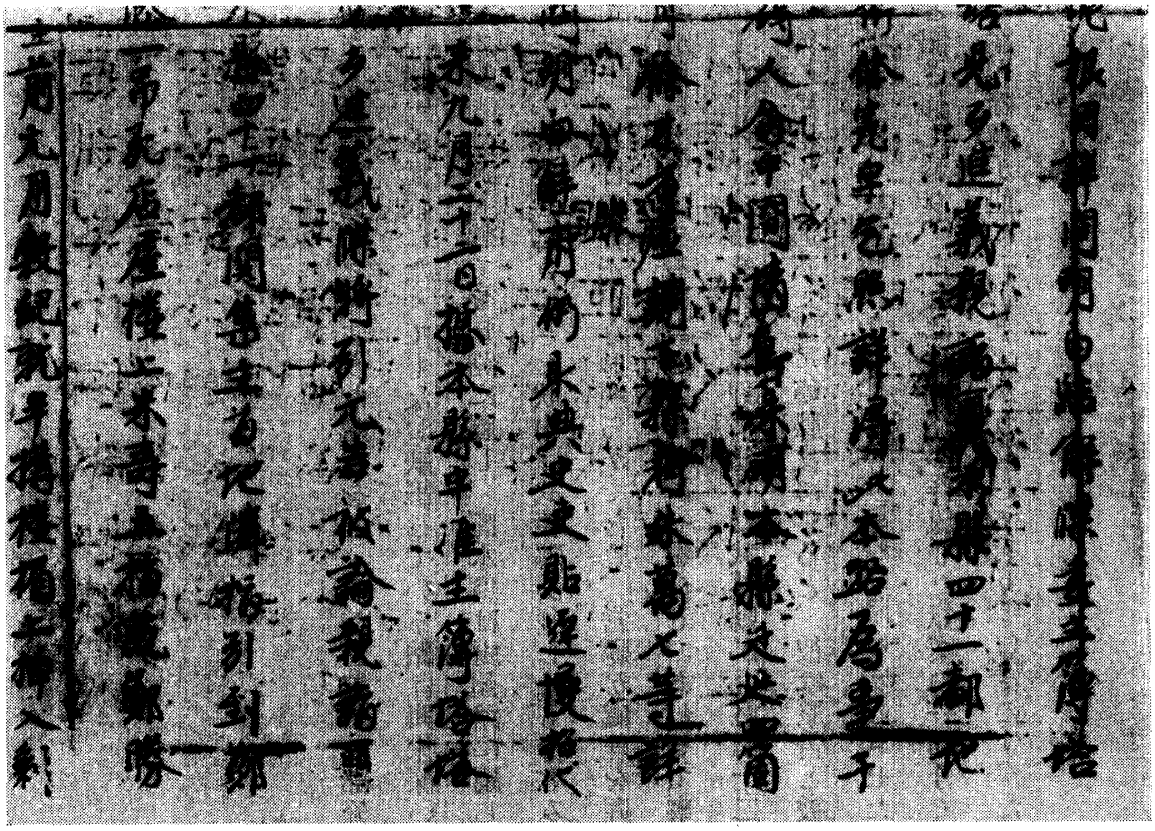

第二圖　「鄭勝一死亡事件」案牘一（宋刊『歐公本末』紙背）

申來。九月二十二日。據本縣申。准主簿塔塔
兒歹進義牒。將引元告被論。親詣麗
水縣四十一都。關集主首地隣。指引到鄭
勝一吊死店屋樓上。朱壽五指說。鄭勝
一生前元用穀爬。就半搆樓楣上。挿入剩

右は麗水縣四十一都の店屋樓上で吊死した鄭勝一の事件について、所轄官衙がどのような處置をとったかを記した部分である。「体」「肉」「迂」等、當時の俗字を用い、南宋高宗の諱字「構」を元代になってもなお缺筆している點は興味深い。文中に本路とあるのは後の資料で明らかなように婺州路であり、本縣とは武義縣で婺州路に屬し、麗水縣は處州路に屬していたから、この事件は婺州處州兩路にまたがるものであった。首三行の照詳を乞うてきた狀申は武義縣が發したものとみられる。それを受けた婺州路は、これが人命にかかわる重要事件であり、事件の經過がなお明らかでなく、當縣が處理を遲滯させて四ヶ月後にやっとでたらめの報告をしてきたことから、武義縣に對して主犯朱萬七等の取調べを命じ、あわせて事件處理を遲らせ怠った擔當吏員からその始末書を上申させるよう命じた。その命令をえて處理に當った武義縣が九月二十二日につぎの報告をしてきた。すなわち、事件調査に當った武義縣主簿の塔塔兒歹進義（郎）の牒文によると、彼は原告と被告とを引き連れて、麗水縣四十一都におもむき、主首、隣人たちを召集して、鄭勝一が吊死した店屋の二階に案內させたところ、朱壽五が鄭勝一の吊死の狀況を說明した云々とあった、と記されており、これは婺州路が作成した獄案の一部分であることがわかる。本書中には、こうした鄭勝一死亡事件に關する案卷斷葉が他に一〇葉ばかり存しており、獄案のすがたをある程度復元することが可能である。

資料一B　同二（一―57）

婺州路

呈見禁輕囚一起五名。朱萬七等爲鄭勝一身死事。

干碍一十三名

見禁五名延祐五年十月二十二日入禁

枷收被告一名朱萬七

鎖收干連人二名

吳曾六　李慶二

散收干連人二名

朱壽五　朱賢五

保候八名

干連人六名

資料一C　同三（一—107）

鄭崇六　周五四

朱何馬卽朱賢五娘　朱何周卽朱壽五娘

武義縣元差祗候高元

元告人一名鄭勝二

元發事頭。延祐五年五月十二日。據武義縣申。二十一都民戶〔鄭勝〕

二告。故父遺下田八十把。與兄鄭勝一〔　〕

延祐五年四月内。本縣挨照田土元額〔　〕

鄭崇六稱。麗水縣朱萬七提領〔　〕

田畝。認入伊戸。四月二十七日朱萬七提領朱〔賢〕

三舍人。朱賢五舍人。朱壽八舍人。同本都〔周〕

五四大保。將酒肉到來鄭崇六家。食〔　〕

右の兩紙が鄭勝一死亡事件案卷の首部であり、兩紙間にはわずかに一行分の缺落があるにすぎないことは、保候干連人六名中四名がCにみえることから明らかである。また各行下端に一、二字の不明箇所は「とじ目」にかかっているため現狀では移錄できない部分であり、もし一Aのような狀態であれば、もとより不明の字はあらわれるにちがいない。したがって前述のごとく、本書は幾度かの改裝を經ており、その度に紙端が切斷されたとみられるにもかかわらず、紙背文書の文字はほぼ完全に殘っていることがわかる。書式について言えば、同種の案卷斷葉は本書中に數種あり、その一（一—117）は「婺州路金華縣司吏金汝玉／呈。今將本縣見禁重囚一起。爲應壽一身死事」と首行に司吏の姓名を書き、また元發事頭左側の空白部分に朱筆の判辭を記したもの（一—25）もある。そのうえ文中の日付、人名その他事件に關係するとみられる事項の傍に朱點が施されており（同右）、これらが上司の檢閲を經たことを示している。さて右の元發事頭に接續する部分は見出せなかったが、次の兩紙はその後尾と主犯朱萬七の狀招の首部に當るようである。

資料一D　同四（一—59）

賢三娘。朱賢五娘。朱壽五娘。朱寧三婆。

在朱壽八火閤內立地。朱賢五娘稱。你兄昨夜〔　〕

爭田在此瞰。見吊死在朱壽五家。勝二前去〔朱〕

壽五家。根尋不見。五月初一日。尋至武義〔縣〕
二十一都王山山上。見兄鄭勝一禿頭吊死在
榧樹上。項下有繩痕二處。左脚膝下帶血。
據本縣申。移准主簿塔塔兒歹進義牒。鄭
勝一屍首。用散藤四股及小双股稻草繩。吊
榧樹枝上。樹皮不曾擦損。脫下身衣。舊麻布
中衣上有糞跡。本屍腐爛出蛆。不堪檢驗。元
差祗候高元。賫關麗水縣。勾發朱萬七等。

資料一E 同五（一—60）

萬七等。停留在外一十日。才於十四日解縣。〔據本〕
縣狀申。移准復驗官縣尹范承事關。〔鄭勝〕
一屍首腐爛。不堪檢驗。行下武義縣。將〔朱〕
萬七等。歸問明白。取責招。准歸一實詞〔　〕
問高元解府。八月二十九日。回據狀申。問〔朱〕
萬七狀招。係麗水縣四十一都住民。延祐〔五年〕
四月。武義縣挨照田粮。於文契沓內。檢〔元〕
告人鄭勝二故父鄭曾一賣與故父朱〔　〕
八十把文契。四月十九日。令男朱賢五賫〔　〕

前去。相請鄭崇六都官。周五四大保。挨照〔　〕

入戸。四月二十七日。鄭勝一到家。稱。伊父鄭〔　〕

朱萬七の狀招はなお一、二葉は續くはずであるが、今回の調査では見出せなかった。本書紙背を精査すれば、あるいはこれに接續する紙葉が存しているかも知れない。主犯の狀招の次にくるものは、順序として從犯の狀招になるであろう。その部分は「移屍人」の標目に續けて、吳曾六、李慶二、朱賢五と連續して合せて五葉殘っている。やはり各紙葉間に一行分の缺落があるけれども、各犯の供述內容が似通っているので大よそ補うことができ、「とじ目」に隱れた下端の文字もかなり補える。

資料一F　同六（一―35）

移屍人

一名吳曾六。年五十五歳。無疾病。係處州路麗水〔縣□〕

樂鄉四十三都住民。狀招。延祐五年四月〔二十七〕

日夜二更時分。有房主朱萬七。敲門叫〔喚。曾〕

六起床開門。向曾六言道。武義縣二十〔一都〕

住人鄭勝一。因與我爭田。吊死在我男生〔　〕

空店樓屋內。我如今將死屍扛移。前去〔他住〕

處。奈爲路遠。你可伴我扛擡則箇。明知〔事干〕

人命。自合用言推阻。却不合依從朱萬七言〔語〕。

與李慶二。隨同朱萬七。前到本處嶺上。〔有〕

朱壽五・朱賢五在後。見有青抹藥花〔布〕
〔夾被一條。盛裹死屍。傅在木梡上〕

資料一G 同七（一—36）

舊麻布繳。於被外纏縛屍腰。在木梡上。〔朱〕
萬七執亮引路。曾六與李慶二等。將〔□輪〕
替扛。至武義縣二十一都地名玉山山頭停歇。〔□朱〕
壽五・朱賢五。解開布被布繳。除下木梡。〔將屍〕
抱起。曾六執亮。朱萬七用手。將屍項上元〔吊〕
籐繩。套掛被處榧樹枝上。致被告發。到官罪〔犯〕。
一名李慶二。年六十二歲。無疾病。係處州路麗水縣〔□□〕
鄉四十二都住民。狀招。延祐五年四月二十七日。〔慶〕
二在吳曾六家睡臥。至二更時分。有朱萬七〔敲〕
門叫喚。吳曾六起床開門。朱萬七向吳曾〔六〕
言道。武義縣二十一都住人鄭勝一。因〔與我〕
〔爭田。吊死在我男生□□空店樓屋內。我如今〕

資料一H 同八（一—37）

將屍首扛移。前去伊住處。柰爲路遠。〔你可〕
伴我扛擡語句。慶二於床上聽得。亦行〔　〕

有朱萬七用言忌(寄?)托慶二言道。你看我〔　〕
人情面皮也。相伴我扛擡則箇。明日我自
明知事干人命。自合用言推阻。却不合依〔從朱萬〕
七言語。與吳曾六。隨同朱萬七。前到本處〔嶺上〕。
有朱壽五・朱賢五在後。見有青抹藥〔花〕
布夾被一條。盛裹死屍。傅在杉木梡〔上〕
舊麻布繳。於被外纏縛屍腰。在木梡〔上〕。
朱萬七執亮引路。慶二與吳曾六等。將〔　〕
輪替扛。至武義縣二十一都地名王(玉)山山〔頭〕
〔停歇。□朱壽五・朱賢五。解開布被布繳。除下木梡〕

資料一I　同九（一—38）

將屍抱起。吳曾六執亮。朱萬七用手。將〔屍項〕
上元吊籐繩。套掛〔被〕處榧樹枝上。致被〔告〕
發。到官罪犯。
一名朱賢五。年二十八歲。無疾病。係處州路麗水縣〔　〕
鄉四十一都住坐民戶。狀招。延祐五年四月二十〔七日〕
到父朱萬七廊下。見有今已死鄭勝一在〔　〕
忽出□言。將賢五父朱萬七罵詈。問據鄭〔勝〕

一言稱。有田八十把。坐落本縣□□一都。地名〔　〕。
我父鄭曾一賣與你祖公朱四八。在後。前田〔　〕
泛漲。沙石淤塞。你伯朱萬七回贖還我。開修〔　〕
業多年。你父如今又於都官處入號。我來問(?)〔　〕
〔　　〕

資料一J　同一〇（一—39）

見本人風疾。無□於顧(?)。鄭勝一〔　〕
了。令本人於朱壽五空屋店屋樓上睡臥。〔　〕
前到兄朱壽五門前。迎見兄朱壽五。〔　〕
賢五將鄭勝一與父朱萬七爭嗽。及令鄭〔勝一〕
於店屋樓上睡臥事因。說與兄朱壽五。〔　〕
令兄照管鄭勝一。至本夜二更時分。有〔朱壽〕
五敲門叫喚。賢五起床開門。朱壽五〔向賢五〕
言道。你令鄭勝一在我店屋樓上睡臥。〔　從(?)〕
朱文一家。還神讚回來。照顧得鄭〔勝一〕
吊死在樓上穀閘邊了也。喚同賢五〔　〕
上。見父朱萬七手執松明火亮。在彼果(?)屋。〔勝〕
一已行吊死。在穀閘邊。賢五向前仔(?)〔　〕

以上の文章は元代特有の吏牘語を用い、口語の會話を混え、そのうえ供述書には事實經過を事細かに記すだけに、名物等に不明のことがらも少なくない。そのうえ精密に判讀できないため移錄の正確を期しがたく、文意の通じない箇所もあり、この移錄の文がはなはだ不完全である點は認めねばならない。しかし鄭勝一死亡事件の概略については、以上の零葉からでもかなり知ることができる。そもそも事件の發端は延祐五年（一三一八）四月、武義縣が田糧の檢覈を行なった際、土地所有權をめぐって、鄭勝一と朱萬七とが口論したことにあった。この檢田は延祐初年來行なわれた土地調査「經理」[13]と何らかの關連があったかも知れない。原告鄭勝二は死亡した勝一の弟であるが、その告訴狀で、亡父鄭曾一遺產の田八十把が麗水縣の住民朱萬七に奪われて名義を書きかえられたと述べるが、被告朱萬七の方は、武義縣檢田の際に、鄭曾一が萬七の父朱某に田八十把を賣つた證文が見つかったので、息子の朱賢三に鄭崇六都官、周五四太保ら武義縣四十一都の村役人のところへ行かしめ、所有權を朱氏に移入したという。また萬七の息子朱賢五の狀招には、鄭勝一に問い正したところ、「私の父鄭曾一は你の祖公（じいさん）朱四八に田を賣ったが、水災でその田土が荒れたため你の伯父朱萬一が還した。それを修復して多年にわたって耕してきたのに、你の父はいま都官の處で登記した云々」と言ったとあり、双方の言い分は異なる。ともかく、この月にその田土が正式に朱萬七の所有となったことは確かである。そのことに憤慨した鄭勝一は同月二十七日、隣縣の麗水縣まで出かけ、朱萬七と口論になったが、朱七は風邪をひいていた（？）鄭勝一を息子の朱壽五所有の空店の二階に寢かせ、壽五に見守らせた。ところが壽五が朱文一の家から歸ってみると勝一は「かもい」で首を吊って死んでいた。夜二更のころ、朱萬七は吳曾六、李慶五をたたき起し、勝一の死骸を武義縣の彼の家まで運ぶための手だすけを賴んだ。吳・李兩人は事は人命にかかわるものであるから、當然斷わるべきであるのに、却って不合（ふとどきにも）引き受けた。萬七は松明をもつて先導し、兩人が死骸を代るがわる荷って、武義縣二十一都の玉山山頂まで來て腰を下し、朱萬七が榧樹（かやのき）の枝に死骸を吊り下げ、いかにもここで吊死したごとく見せかけた。一方、弟の勝二は兄勝一を探して麗水縣に行き、勝一が朱壽五の空店の二階で吊死

したと聞き、探しまわったが發見できず、五月一日にようやく山頂に首を吊って死んでいる兄を見つけた。その後、武義縣では主簿で進義郎たる塔塔兒歹を派遣して死骸を檢視させたが、その死骸はすでに腐爛して蛆がわき、遺體は檢驗に堪えられぬ狀態になっていた。また縣は祗候の高元を麗水縣にさしむけて、朱萬七を拘引しようとしたが、……萬七は十日あまり外出していたため、やっと十四日に身柄が武義縣に解送された。復驗官の縣尹范承事郎の報告も、腐爛して檢驗に堪えずと言ってきた。しかしその後、武義縣の捜査は遲々として進まず、四ヶ月餘りたって、ようやく虚調の報告を上申してきた。そこで擔當の胥吏らは怠慢の始末書をとられる有様となった。九月二十二日、主簿塔塔兒歹は麗水縣に出向いて土地の人々を集め、吊死現場の檢證を行なった。

この事件で朱萬七らは死體遺棄の罪を問われたのだが、その罪狀は「輕囚」に屬し、事件そのものは浙東地方に起った些細な刑事事件にすぎない。それにもかかわらず現場檢證ははかどらず、事件發生以來、主犯朱萬七の收禁まで六ヶ月を要したのは、これが武義麗水兩縣にまたがり、路分を異にするため、事件處理が思うに任せなかったからであろう。こうした一連の狀招のほか、この案卷の零葉とみられる、押收物件目錄が見出せる。

資料一K　同一一（一―96）

有照用

散藤四股幷小雙股稻草繩一條

舊麻布中衣一腰

青花布一條　麻布繳一條

杉木梳一條　穀爬一柄

無照用

舊短麻衫一領　舊麻布裙一腰

右謹具

「有照用」の項に列擧した物件はいずれも前掲の狀招中に出てくるものであるから、「有照用」とは押收物件のうちの證據あるものの意で、「無照用」とは證據なき押收物件の意であろう。他例では「收竪事件。見於流泉庫寄收聽候云々」(一―58)とあるので、資料一Kの前にこのような一行が存したとも考えられる。收竪事件の竪は監の元代慣用字、後掲のごとく『元典章』にもみえる。右によって押收物件は婺州路の流泉庫に一時保管されたことが知られる。さらに「右謹具」の次行には當然、この案卷の發信者名銜の一行があるはずであり、あるいは一―56の「延祐五年十一月　日婺州路司吏徐天磷　呈」とある紙葉がそれでないかと推測され、これが長文の獄案の最末尾に相當する。ところでこの葉には見當らなかったが、他例では案卷發信者の署名があると、その背面―現狀における紙表―のちょうど姓名の箇所に花押が施されている。第三圖はその花押の一例で、その紙背には

呈

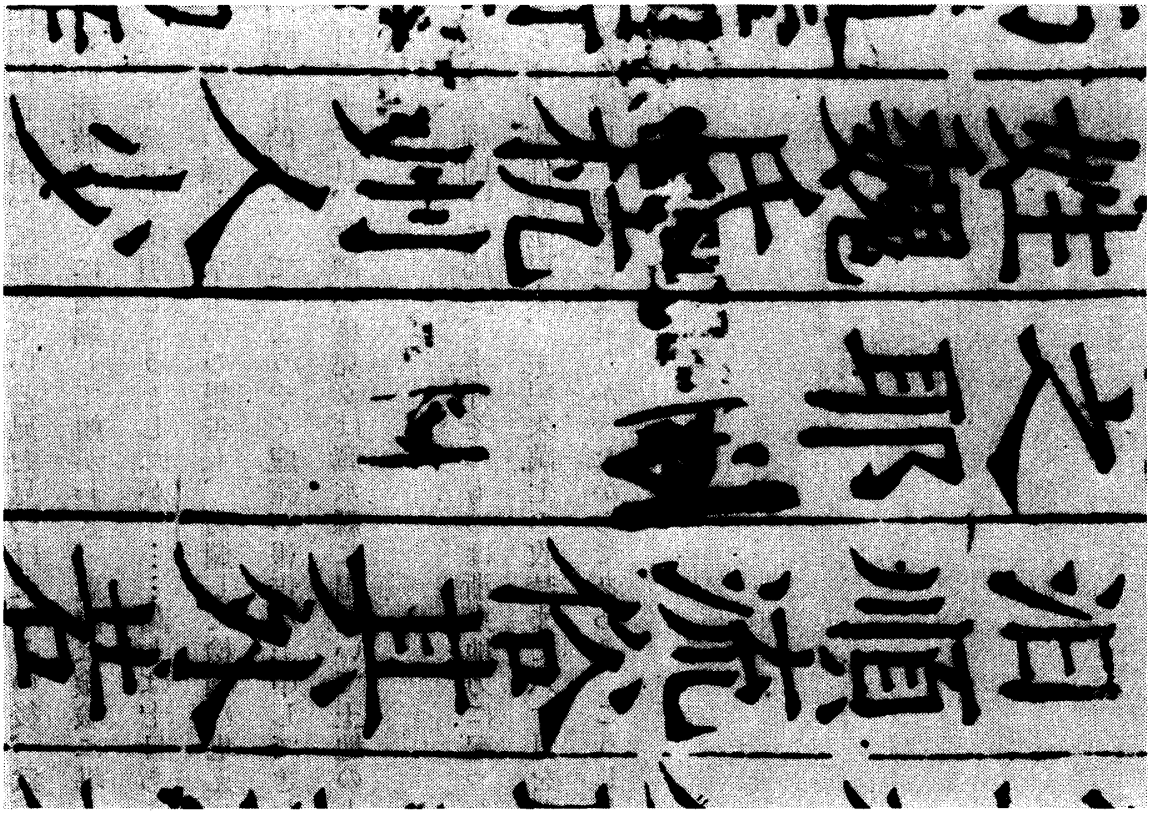

第三圖　呈文紙背（宋刊『歐公本末』紙表）

延祐五年八月　日司庫趙濟　庫頭張立本
監支納（パスパ字）[14]

となっており、圖版は上段の趙濟（左）と監支納某（右）との花押である。同様の例は本書中になお二、三を見出すことができる。ただ管見では他の時代にこうした文書形式を知らない。これが元代特有の書式であったのか、宋明代にも行なわれていた慣例であったのかは、今後の検討に待たねばならない。

『歐公本末』の紙背文書から復元した獄案の書式は、『元典章』巻十二に收載する元貞二年（一二九六）制定の「儒吏考試程式」と大筋において合致する。この程式も獄案の書式であるが、その項目は(1)元發事頭、(2)府司勘責到逐人文狀―正犯人招欵、干連人詞因、(3)抄白追會事件（検證）、(4)收堅事件となっており、資料一の十葉中には(3)に相當する部分を見出せなかっただけで、他の(1)(2)(4)は、もとより全文は整っていないとしても、存在した。(3)が見えないのは「屍首腐爛、不堪検驗」の故に、改めて一項を立てる必要がなかったからであろうか。

以上、われわれは本書紙背文書中の第一類、元行文書の例として獄案を取り上げたが、元行文書は獄案以外にも「婺州路流泉庫見在錢帛數目呈狀」「起蓋獄廟事宜呈狀」などが見受けられる。しかしこれら諸文書を併せても、本書中に含まれる元行文書は十種以上にはのぼらないようである。

2、卷宗事目

第二類は卷宗事目すなわち文書目錄の斷葉である。第四圖はその文書の紙表に印刷した、本書では唯一の紙葉であるが、その首行は文書の文字が版本の文字と重なったために、もとの墨字を削り、版本の字を墨筆でなぞっている。そのため圖版では明瞭でないが、首行は「一宗至元二十年人口」とあり、上端に朱點が施されている。つぎに「延祐四年下半年」と「延祐五

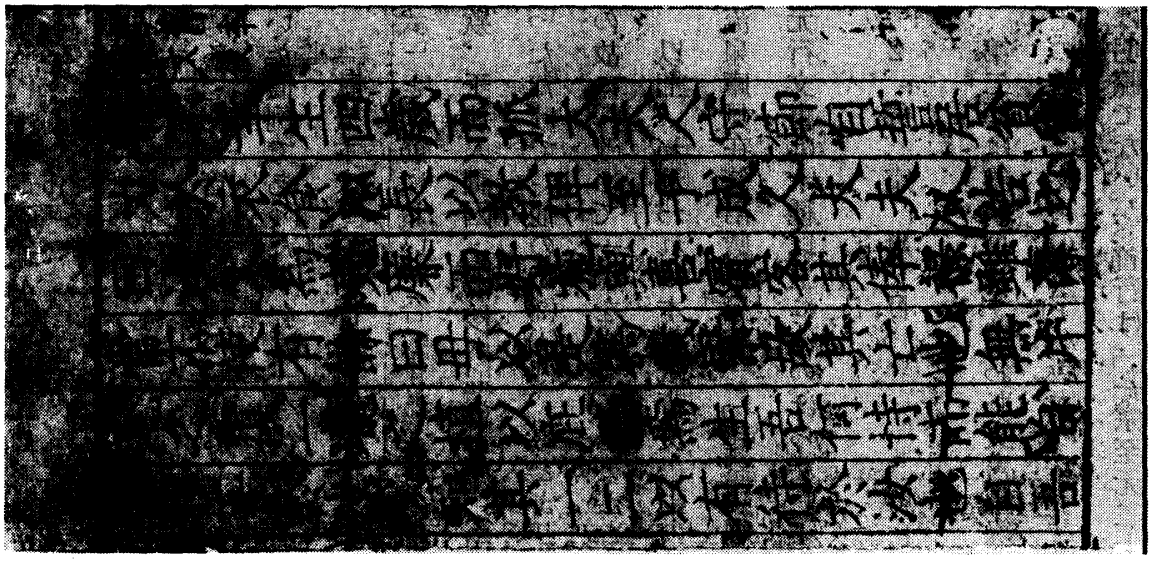

第四圖　「卷宗事目」（宋刊『歐公本末』）

年上半年」の二行を並記し、後行の右側に折目の跡が明らかに認められ、この卷宗事目がもと冊籍であったことを證據立てる。上圖の場合は一紙に一事目を擧げているが、なかには一紙に二事目を掲げるものがあり、その場合には資料五のごとくおおむね延祐五年上半年のみを書いている。本書中にはこうした目錄斷葉が多數含まれており、目錄冊籍の末尾と覺しき部分も見出される。

資料二　「卷宗事目末尾」（四―61）

（朱點）一宗檢校所寄收鈔。延祐五年上半年

前項合刷卷宗事目。中間別無隱漏。如蒙查照得。但有

罪無詞。執結是實。伏取

第二行に「合に刷すべき卷宗事目」とあり、この文書が照刷＝文書檢査のために作成された目錄であることが明らかであり、各々の事目の上端に施された朱點は、その卷宗が檢査官の檢閲を經たことを示すものである。なかには朱點を施さないものも存する。それには必ず「遲」「遲錯」「再說」「再議說」などの朱字が事目下方に書いてあり、あるものには二行、三行にわたる朱批があって、ともに照刷の際に檢査官が書き入れた文字とみられる。

照刷文卷あるいは刷卷とよばれる文書檢閲制度は監察制度を強化した元朝にとってとくに重要な業務の一であった。中央では御史臺、地方では各道の肅政廉訪司によって毎年春季と夏季の二回に施行され、至元以來、照刷の勵行を求

める詔勅がしばしば發布されている。刷卷の規定は『元典章』『通制條格』『憲臺通紀』『烏臺筆補』等の政書に記載し、明代にも元の制度が繼承されて『大明律』公式令に照刷文卷の項が存するほか、『諸司職掌』『大明會典』等にも刷卷について詳細な手續きを載せており、それらの記事から右の卷宗事目が實際にどのような役割を果たしたかを知りうる。

『元典章』六、照刷抹子の項によると「刷住せる稽遲の文卷は、刷尾上において、稽遲或いは違錯の二字を標寫す」とあり、右の目錄に記入した朱筆の「遲錯」とは、稽遲と違錯、すなわち文書處理の遲滯と文書記載の誤謬との兩方に不備があるとの批字であろうか。文書の作成、處理を擔當した官吏は、刷卷によってこのような不備が指摘されると、稽遲の場合は文書遲滯の日數によって五下から三十七下までの罪を受け、違錯の場合はその文書數の多寡によって二十七下、三十七下の處罰をうける規定（元典章六）があり、右の遲錯と指摘された當該官吏もまた何ほどかの處罰を受けたのであろう。ところで規定では、これらの批字を書きつけるのは刷尾となっているが、刷尾というのは照刷すべき文卷の後に粘連して、公事の本末、元行文書の張數等を記入した紙葉である。本來、刷尾に附すべき批字をこの場合は事目に書きこんでいるのであって、刷卷の方法は必ずしも規定どおり行われてはいなかったようである。また再說、再議說などの批字についての規定も『元典章』には見出せない。なお元代の批字は稽遲と違錯との二種であったが、明代になると稽遲、失錯のほか埋沒の批字が加わり、それぞれの批字を下す文書の條件を具體的に規定し（諸司職掌六、憲綱一五、萬曆會典二一〇等）、さらに官吏の處罰規定についても、卷宗數量を規準にして元代よりも詳細に定められた（大明律一三、萬曆會典一六二）。

照刷を經た卷宗事目は、案件を完結し照刷を終った元行文書等とともに分類點檢の上、法のごとく架閣庫に收藏される（元典章一四「文卷已絕編類入架」）。したがってこの卷宗事目は婺州路架閣庫に收貯する文書の在庫目錄でもある。本書の紙背に存する事目の一部を列擧すれば次のごとくである。

(1) 平準庫鈔（一―6）　(2) 增置學田（一―9）　(3) 刷目（一―10）

(4) 起發舡隻（一—11）　(5) 胡三弟告田產（一—12）　(6) 通例（四—33）
(7) 詐僞文字（四—34）　(8) 罰俸例（四—37）　(9) 也先帖木兒告拐帶（四—38）
(10) 李亞幼等僞鈔（同上）　(11) 贓濫文冊（四—42）　(12) 王思簾告婚（四—45）
(13) 章宗三身死（同上）　(14) 逃牢賊人（四—48）　(15) 葛來住告軀男（同上）
(16) 董明喜告斫山（四—53）　(17) 鄭泳告田（四—54）　(18) 曹州行用庫被盜（四—57）
(19) 楊宏被盜（同上）　(20) 交收夏稅（四—60）

右は偶目した事目の一部にすぎないが、事目のうちでもっとも多いのは婚、田、盜、贓といった訴訟文書である。しかしその中に(6)(8)などの「例」が入架され、(18)のような山東の曹州行用庫に關する文書が婺州路架閣庫にも存したことなど、元代に特徴的な現象がこの事目にもみられるのは注目されよう。元代では網羅的な成文法が編纂されず、行政は先例に依據して行なわれ、そのために文書の保管にはとくに力を入れたが、[15] 右の「通例」「罰俸例」などは全國の諸官衙に共通する普遍的な「例」として中央より配布された文書であろう。さらに山東の文書が婺州に存するのも、婺州人が曹州行用庫の盜みを働いたからではなくて、地方財庫が盜難にあった場合の處理方法を示す「例」として頒布された文書であったとみられる。

3、卷宗刷尾

第二類が文書の標目のみを掲げるのに對して、第三類は同樣の卷宗事目に續けて文書行移の經過を朱墨兩筆で書寫したものである。これらは細字で書かれ、毎行四〇字以上に及んでいる。その上、朱筆の文字は薄れているため、現狀ではこれを正確に移錄することは不可能である。したがって二、三の資料例を擧げて、この種の書式と性格とを明らかにしていきたい。

資料三　「卷宗刷尾」一「田明義偸牛事件」（四—101）〔（　）内朱筆、以下同〕

一宗田明義偸牛。先已行外。延祐五年正月十二日案呈。（行下十八都。依元行。勘會田明義所供人口事產有無□
通保結。申州）
二月初二日。准福寧州關請。著落賊屬。追徵陪牛九箇。發來給主。（當日下十八□）
二十日。福寧州關請。追陪牛九箇。先科勾賊屬一名發來。
（八都依上施行）
三月初四日（依元施行）
四月二十七日（依元施行）
五月二十六日（依元施行）
六月二十九日福寧州關。催呼召戶親領屍。追陪牛九箇。幷據十八都里正郁景□
等。別無田明義戶計。亦無吳三十五戶計。如虛。里正主首甘罪
無詞。保結是實。（得此。備關福寧州照驗）

右は田明義盜牛事件について、婺州がどのような內容の文書を受領し、それに對して婺州からどのような文書を發送したかを、延祐五年正月から六月までについて記錄したものである。すなわち、正月十二日、十八都に對して犯人田明義の人丁家產の報告を求める行文を發し、二月二日に福建の福寧州から賊屬に命じて九頭の牛を追徵し被害者に送りとどけるよう依賴してきたので、同日に十八都に下してそのように施行せしめた。同月二十日にも福寧州より牛九頭の追徵と賊人一名の解送を依賴してきたので、十八都に下して施行せしめた。三月四日、四月二十七日、五月二十六日、前と同樣に施行した。六月二十九日、福寧州より戶親＝被害者の家族を呼び出して屍骸を受領せしめ、陪牛九頭の追徵を催促してきた？　幷びに十八都里正郁景□等に據ると「別に田明義の戶計なし、また吳三十五の戶計もなし。もし虛（うそ）ならば、里正主首は罪に甘んじて詞（いま）

なし。保結これ實なり」とあった。よって備さに福寧州に關報して照驗せしめた、というのであろう。具體的な犯罪內容は明らかでないが、婺州十八都の住民田明義、吳三十五らが福寧州で牛を盜み人を殺害した事件について、婺州が福寧州および十八都里正との間で行なった事件處理の經過を記している。記錄が正月に始まり六月で終っているのは、卷宗事目に記した延祐五年上半年に當り、これもやはり刷卷のために作成された文書であることが知られる。首行はおおむね「一宗某事除先行外」という書式であり、某件が前季來の繼續案件であることを示している。しかし、一度の處置で完結する案件もあり、その場合はもとより「除先行外」の文言はなく、月日も一項にとどまる。その一例が資料四であって、これは右下端に朱印記の痕跡が認められる、本書中の紙背文書では數少ない例でもある。

資料四　「卷宗刷尾」二「官吏根脚事」（三―95）

一宗官吏根脚。延祐五年二月二十九日承奉　本路總管府旨揮（ママ）。爲官吏根脚事。仰卽便取具本處官吏年甲籍〈貫〉（朱印記）保結。限二月二十九日到府。奉此。依上照勘到本務官年甲籍貫陞仕□（本路總管府照驗）

さてこの文書の名稱について、文書自體からは見出すことができない。しかしその記述形式からすると、これは當時、朱銷文簿と稱した帳簿と似通っている。朱銷文簿については『元典章』十三「公事」の項に「置立朱銷文簿」二條が存する。第一條の至元二十一年三月二十八日御史臺の呈の一節に「合（まさ）に中書省より以下の在內の大小諸衙門、並びに各處行中書省以下の在外の大小諸衙門は、各おの朱銷文簿を置き、應に行なうべき大小の公事をば盡く標附を行ない、程期に依って檢擧勾銷して、准って監察御史、提刑按察司官の、不測に元行文卷の施行月日を比對し、稽遲を照刷するに備えよ」とあり、また第二條中、大德二年二月の江西湖東道肅政廉訪司が受けた分司の牒に准れば、朱銷文簿とは「諸司行なうところの公事を以って、簿を置き日ごとに排（なら）べ、時に隨って出を朱に入を墨にして（朱出墨入）、逐件をば銷附し、日に稽し月に考して、以って稽

違の弊を革む」るものであるという。ここに記す朱出墨入とは、當該官衙が發した文書については朱筆、承受した文書については墨筆で記入することと解せられ、資料三、資料四ともその形式をとっている。ただしその原則はこの場合必ずしも嚴密ではなく、出入とも墨書しているものも少なくない。この朱銷文簿は、各衙門に承發司という部局があって、そこに勤める管勾承發という係官が記錄したものであり、[16] 毎月一回、提控案牘の檢閲を受け、もしその時に元行文書の遲滯が見つかれば直ちに改更し、さらに半年ごとの刷卷においてもこの帳簿と元行文書とを照合して文書檢査を行なった。『烏臺筆補』（永樂大典二六一一所引）の照刷例によると

舊例に、照刷の所司、先に事目を具して（御史）臺に到る。その文卷後に刷尾を粘連して公事の本末を具し、臺に赴いて照刷す。監察御史、正位に坐し、朱銷簿を閲す。臺の令史一人、傍に在って亦坐し、具到せる事目を執掌す。その當該の人員、卷を引いて通讀す。若し算數の文書に係れば、更に帳科の司吏一名を設け、臺の令史と一同に刷磨す。その中、もし違錯、稽遲あれば、監察、文卷をば收め訖って臺に申し、情を量って治罪す。餘の違錯なきものは、卽ちに大程官をして、刷尾に於いて、騎縫の近下に、先ず「刷訖」の銅墨印を用い、然る後、蓋うに「監察御史」の朱印を以ってす。及び朱銷簿上の結尾後に於ても亦、「刷訖」の銅墨印を用う。

これは中央の御史臺における照刷の方法を述べたものであるが、地方の肅政廉訪司においても同樣の方法で行なわれたものであろうと推測される。この文によって朱銷文簿は照刷の際に檢査官自らが檢閲する重要な帳簿であったことがわかるとともに、前掲の元行文書と卷宗事目とが照刷のときどのように扱われたかも具體的に知ることができる。

ところで朱銷文簿の置立は、元朝では至元二十一年（一二八四）のことであるが、それは宋朝の制度を繼承したものであった。『慶元條法事類』文書門に勾銷承受簿の書式を載せている。

某月日某處帖牒。或某人狀。爲某事量留空紙。書繫行遣。某月日如何行。官書字。某月日再承受帖牒。或狀催促。某月日如何擧催。

官書字。某月日某處報訖。官書字。某月日結絕。勾倒(ママ)官書字。某月日某字號編排。架閣某庫訖。手分姓名。官書字。

某月日某處帖牒。或某人狀。爲某事。某月日已連入。某年月日事祖訖。勾倒(ママ)官書字。

この書式と資料三、資料四とを比較すると、資料の「一宗某事除先行外」の首行を除けばほぼ同一の形式である。ただし擔當の官員、胥吏の書字を附すること、結案後の編排架閣の月日を記錄する點が資料と異なる。降って明代では、朱銷文簿に相當する帳簿を承發勾銷簿と稱し、同樣に文書承受の吏員が簿上に書名畫字した（萬曆會典七六―二二）とあり、形式は宋代と異ならなかったようである。つまり宋元明の三代それぞれに名稱は異なっていても、各衙門に文書の受領發信を記錄する帳簿が置かれていたのである。また元代朱銷文簿の書式は明らかでないが、宋明代とほぼ同一であったと考えられる。そうして資料三、資料四など第三類の文書の形式內容が朱銷文簿と似ていたことが推測されるのである。しかしながらこれらが朱銷文簿の斷簡であるとは言えない。朱銷文簿は日々に文書の承發を記錄していく性質の帳簿であって、その名稱のごとく行間に勾銷（勾(かぎ)を附して抹消）したものであったと考えられるが、この類の文書にはそのような形跡は認められず、また擔當官吏の書名畫字も見當らないからである。ただ前掲の大德二年二月の牒文の一節に「各路諸衙門の文卷を臨刷するに、多く朱銷文簿を旋寫して、刷磨を耽誤することあり云々」とあることからすると、この類の文書の記事が朱銷文簿より轉寫されたものである可能性は大きいと考えられる。

これと同樣の形式をもつ文書は主として次章で扱う宋刊『漢書』紙背にも存在する。同じく小字の朱墨兩筆で書寫し、資料四のごとく右下端に朱印記が認められる。そのなかの一紙に

資料五　「卷宗刷尾」三（漢書傳九四上―9）

未經照刷一十三宗

已絕一十一宗

錢粮四宗

一宗賞賜

洪武五年

九月十一日承奉千戸所帖文。爲賞賜事。奉此。取勘到本所出海在奕守（以下略）

とある。これは次章で説明するように明初の文書である。しかし引用した部分の最後の一行の書式から、資料三、資料四と同種の文書であることは一見して明らかであろう。重要なのは前半の四行で、これがこの文書の性格を決定してくれる部分なのである。すなわち『元典章』六「刷卷首尾相見體式」に

一總計若干宗／已經照刷若干宗／已絶若干宗／月分若干宗／刷尾。　一宗自幾年月日始。　除前刷外。　今月某年月日甚文字。至幾年月日是何文字爲尾。計紙幾張縫。通前幾經照刷。計紙幾張縫／餘依上開／未絶若干宗／月分若干宗／開刷尾云云／餘依上開／未經照刷若干宗／已絶若干宗／月分若干宗／開刷尾云云／餘依上開／未絶若干宗／月分若干宗／開刷尾云云／餘依上開

とあり、傍點部分が資料五と合致する。ただ資料五には月分卷宗數の項がなく、代りに卷宗種別を擧げているのが異なる。この「體式」によって文例そのものと完全に合致するわけではないにしても、資料五の「一宗賞賜」以下が刷尾に相當することは明らかであろう。さらに資料三、資料四も、この體式の刷尾部分に相當するとみられるのである。本書中には卷宗の總數を並記した部分を發見できなかったが、恐らくこの冊籍の首部にそれが附してあったのであろう。この「體式」の前文によれば、刷卷に當って衙門吏員が擔當の首領官とともに照刷に該當する卷宗を點檢し、張數を計え刷尾を粘連して書類を完備し上呈した[17]とあるので、これらの文書が刷卷の前に衙門の胥吏によって作成されたものであることが明白であり、刷尾はこの時に前述の朱銷文簿から抄錄したと推測される。『至元新格』佚文[18]に「諸もろの已絶の刷を經たる文卷は、毎季一擇し

て、各おの事目・首尾・張數を具し、皆年月をもって編次して籍に注き、仍って須らく當該檢勾に當該る人員は、躬から親しく照過して、別に合に行なうべくして盡さざるの事理なければ、例に依って庫に送り、號を立て封題して、法の如くに架閣せよ。後に照用に遇えば、判もて付して檢取し、了れば隨卽に發還して勾銷せよ」（元典章一四「文卷已絕編類入架」第二條）とある「首尾」とはこの體式を指すものとみられ、この刷尾もまた元行文書、卷宗事目とともに、刷卷後に今一度點檢して問題なければ架閣庫に排架されたのである。

以上『歐公本末』紙背に存する三種の文書について檢討を加えてきたが、三種の文書は本書中におおむね纏って存在している。すなわち卷宗事目は第一卷のはじめと第四卷、刷尾は第三卷と第四卷に連續してみられる。したがってこの三者は各案件ごとに粘連してあったのではなくて、もともと別々に綴られた冊籍であったように思われる。これまでの調査では三者の間に案件の一致は發見できなかったが、三者の文書種別の推定に誤りがないとすれば、もともと元行文書の標目は卷宗事目中に記載されていて、そこに檢査官の批字が書き込まれ、さらに文書行移の經過は卷宗刷尾に記されていたはずであり、三者は不可分の關係にあったに相違ない。もし本書の紙背を精査すれば、あるいは三者共通の案件が出てくるかも知れない。現在その事を實證できないにしても、紙背文書中に元行文書以外に刷卷關係の文書が含まれていることは、これらの文書が刷卷を經て一括して架閣された文書群であることを證據立てるものであるとともに、今後の當代官文書の研究に當って刷卷、架閣の點にも留意しなければならないことを示すものであろう。

右のような紙背文書の傾向は同じく靜嘉堂文庫所藏の宋刊『爾雅疏』紙背文書においても確認できる。當文書は『藏書志』に致和至順間（一三二八―三三）公牘と記しているが、皇慶（一三一二―一三）至治（一三二一―二三）等の年號も認められる。用紙の天地はともに糊合してあるが、もともと薄い紙であるので、文書の背面ににじみ出た文字によっておよそ文書の種別

を判定できる。第五圖はその一であって、文書末尾に當る「十一日」の墨筆が鮮かに寫眞でも出ており、さらに文字の上に捺した朱印記の輪郭も認められる。この紙背はもとより前述の第一類、元行文書に屬する文書である。また

未絕伍宗／一宗月解酒／一宗□□□（六―7）

と判讀できる部分は、第三類卷宗刷尾の首部である。したがってわれわれが調査できない他の三十餘部の漢籍紙背文書についても、少なくとも元代のそれには、上述三種の文書のうちのいずれかを含んでいることが豫測されるであろう。また元代文書に限らず明代についても、すでに資料五で明らかなように、同樣の傾向がみられるであろう。

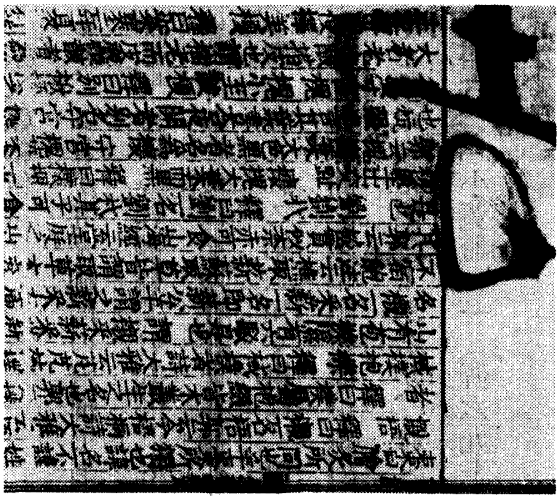

第五圖　「牒文紙背」（宋刊『爾雅疏』）

五、明代紙背文書―靜嘉堂文庫藏宋刊『漢書』殘本

靜嘉堂文庫所藏の『漢書』殘本は陸氏皕宋樓舊藏、每半葉九行行十六字の大字本で、傳六四下、六五、六六上、六六下、六九上、六九中の八卷を存する。『皕宋樓藏書志』はこれを蜀大字本としたが、その後の諸家の研究によって、南宋監本の系統をひき、刻工と闕筆とから紹熙（一一九〇―九四）頃の浙中刊本であろうと推定され、また本書以外に同種の版本は天下に數本存するといわれる。[19] 前述の東洋文庫所藏『魏書』と同樣、この版木は宋元の補修を經て、明初に南京國子監にはいった、いわゆる三朝本正史の一である。これら三朝本正史は明代前半に南監でしばしば印行されたが、その印刷用紙に官文書廢紙を用いた例が多い。『漢書』についても、清の何焯は元の冊籍で印刷した大字監本を記錄（帶經堂書目二）し、錢大昕は周錫瓚に會って洪武中官冊を用いた兩漢書不全本を見たことを書き留めている（竹汀日記鈔一）。[20] ところで『皕宋樓藏書志』等は

本書の紙背文書を「元時公牘」と記しているが、實は洪武中の官文書である。紙の大きさは三〇・八糎×四三糎、紙質は厚薄一定でない。綫裝本であるが、前掲『歐公本末』のような丁寧な裝訂は施されていない。本書の場合、文書紙表に印刷した部分が數葉存するので、文書の形式をも移錄できるのは幸いである。

本書の紙背文書は兩類にわかたれる。第一類は前章の資料五に掲げた「卷宗刷尾」の類である。小字の朱墨兩筆で書寫したこの類の文書は朱字が薄くなっていて、移錄は現在のところ不可能であるが、元代の例では資料四以外にほとんど見られなかった官印記の痕跡が文書の右下端に認められる點は、卷宗刷尾の形式上注目されよう。文書作成年代は資料五に洪武五年（一三七二）とあり、他葉についても同五、六年の紀年があることから、そのころの刷卷に呈出した文書とみられる。傳六四上―22に

溫州衞中千戶所／總計壹拾捌宗／已經照刷未絕伍宗／雜行貳宗／錢粮參宗／未經照刷壹拾參宗／已絕壹拾貳宗／雜行柒宗／錢粮伍宗

とあり、これが卷宗刷尾の首部であり、溫州中千戶所が作成したものであることが明らかである。刷尾の記事內容も、『歐公本末』のように多樣ではなく、この千戶所關係の文書に限られているようである。卷宗刷尾はすでに前章で述べたところなので、ここではその存在を指摘するのに止める。

本書に含まれる第二類文書は、第六圖にみられるような丁口、田產を記錄したものである。紙は刷尾の紙より粗厚で、これにも文書背面に朱印記の痕が認められる。そのうち文書表面に印刷したものが四葉ある。いずれも細字で書かれ、版木の文字と重なった部分もあるが、ほとんどすべての文字を移錄できる。資料六はその一葉である。

資料六　「小黃冊」一（傳六九上―30）

第壹甲

里長葉彥芳等柒戸

一戸葉彥芳係本都民戸洪武四年里長

人丁玖口

男子柒口

成丁伍口

不成丁貳口

婦女貳口

田產

田陸頃伍拾畝伍分玖厘壹毫陸絲柒忽

地壹畝

夏稅

官

右はわずか一葉であるが、明代里甲制に關していくつかの事實を明らかにするものである。[21] まず首行に「第壹甲」とあり、葉彥芳は「洪武四年里長」と記されている。有名な里甲制が全國的に施行されたのは洪武十四年のことであるが、右の記事はそれよりも十年前に里甲の編成と里長の設置が行なわれていたことを示している。もっとも近年のわが國における精緻な里甲制研究により、この制度は洪武三年ごろから一部の地方で實施されていたことが、『永樂大典』所引の『吳興續志』の記事などで證明されているので、取り立てて強調するほどの新資料とは言えないが、少なくとも湖州府以外の地域でも十四年以前に里甲制が行なわれていたという資料になる。第二に、確立した里甲制の原則は一百一十戸をもって一里とし、里

長戸十戸を除いた一百戸を十甲つまり一甲は十戸より成るものであったが、右の第壹甲は里長戸を含めて七戸にすぎない。したがって初期の里甲編成は必ずしも嚴密でなかったことを物語っている。第三に、里長には丁力田産の多い者を推すと規定されているが、右の里長葉彥芳は人丁九口、うち成丁五口とあり、田産も六頃五拾畝を越す大地主であったことが知られ、これらの事實は明初の里甲制ひいては社會の實態を明らかにする上に重要な資料であろう。以下、煩を厭わず、紙表にあらわれた他の三葉も移錄しておこう。

資料七　「小黄冊」二（傳六四下―17）

正米貳升參合玖勺壹抄玖撮肆圭
耗米壹合陸勺柒抄肆撮參圭
水脚米貳合伍勺伍抄玖撮參圭柒粟

一戸黄俊田係本都民戸洪武四年甲首
人丁
男子成丁一口
田粮
本戸田壹畝肆分參厘柒毫伍絲
夏税錢柒□伍毫參絲壹忽伍微
秋粮正耗水脚米貳升柒合陸勺柒抄壹撮捌圭貳粟
正耗米貳升伍合壹勺伍抄陸撮貳圭

資料八　「小黄冊」三（傳六四下―34）

婦女壹口

田產

民田伍畝柒分陸厘柒毫

夏稅

正麥參合肆勺陸抄貳圭

耗米貳勺肆抄貳撮貳圭壹粟貳粒

秋粮

正米貳升捌合捌勺參抄伍撮

耗米貳合壹抄捌撮肆圭伍粟

一戶蔡□係本都民戶□□□年甲首

人丁貳口

男子壹口

成丁壹口

不成丁

資料九　「小黄冊」四（傳六九上―29）

耗米壹升壹勺肆抄肆捽玖圭貳粟玖粒

第六圖　「小黄冊」部分（宋刊『漢書』）

民田土陸伯伍拾畝伍分玖厘壹毫陸絲柒忽

民田陸伯肆拾壹畝伍分玖厘壹毫陸絲柒忽

夏税

正麥壹碩伍斗伍升玖合貳抄捌粒

耗麥壹斗玖合壹勺參升壹捽肆圭伍微陸塵

秋粮

正米壹拾貳碩玖斗玖升壹合捌勺參抄參捽肆圭

耗米玖斗玖合肆勺貳抄捌捽參圭參粟捌粒

民地壹畝

夏麥

正麥貳升

耗麥壹合肆勺

一戸劉均寓係本都民戸洪武四年甲首

人丁柒口

右の三葉に記された戸名の黄俊田、蔡福□、劉均寓はともに甲首であり、黄俊田の場合、その人丁は一口のみで田産は二畝に滿たず、資料六の里長葉彦芳と比較すればその所有田土は極めて零細である。資料八の前半の「民田伍畝云々」とあるのもおそらく甲首であろう。

資料九の闕名戸は官田と民田とを耕作していたらしく、首行の「耗米云々」の一行は官田土の秋粮にかかるものとみられ

る。奇妙なのはその民田土額であって、その數値は資料六の葉彥芳の田產と絲、忽の分數にいたるまで全く一致することである。これは何を意味するのであろうか。この文書の記載と同様、土地臺帳等に土地面積や稅糧の額が測定不可能な微細な數値まで記錄されたことは、すでによく知られた事實である。そのような非現實的な數値はもとより机上の計算の結果にすぎない。右の場合もまた、ある基準數量から割りだされた田土面積であつて、それ故に絲、忽の分數まで兩戶の田產額が一致することになったわけで、記載田土額が精密な實測によって得られたものでないことを示している。ところで、この闕名戶の田產は官田分だけ葉彥芳戶より多いとみられ、この戶もおそらく里長戶であったろう。

以上のわずかな資料からでも、當時この地方で、里長戶と甲首戶の間にははなはだしい土地所有高の格差が存していたことをうかがえるであろう。なお第七圖には「洪武三年十二月　日十六都里長」とあり、傳六五―7には洪武二年甲首との文字もみえるので、この地方での里甲の設置年代は少なくとも洪武二年まで遡らせうる。

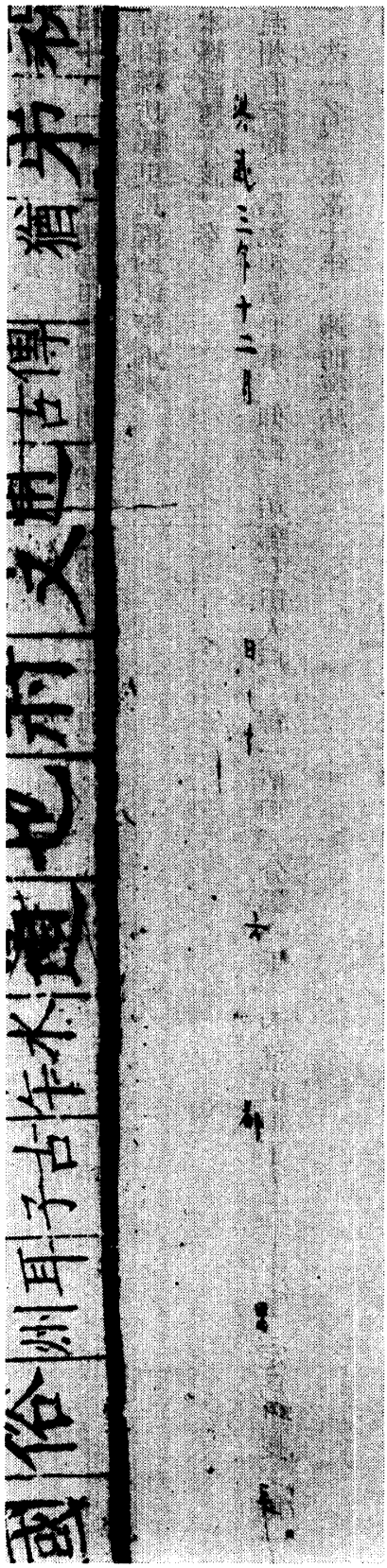

第七圖　「十八都里長呈文」部分（宋刊『漢書』）

さて右の諸文書がもともと何の官冊であったのか、これらがどの地域の文書であり、里甲がどのように編成されたのかなどを知る資料となるのが、次の文書である。

資料十　「青田縣坊郭里長董均明等狀」（傳六九上―41）

青田縣坊郭里長董均明等承奉

本縣旨揮。該。奉

溫州府旨揮。爲稅粮黃冊事。仰得。坊郭有田人戶。每一佰戶。分爲一里。內推田粮丁力近上之家。定爲里長。每一年挨次一名。承當十年。週而復始。

□名承當甲首。下年一體挨次輪當。保內但有編排不盡畸零戶家。或有三十四十戶。務要不出本保。一體設立甲首。隣近里長。通行管帶。如及

□編排成甲。置立小黃冊。開寫各(丁)口田粮數目。令當該里長收受。相沿交割。催辦錢粮。奉此。今將坊郭攢造到人丁田粮黃冊。編排里長甲首□。

具于后。

一各各田土起科則例

官田每畝照依民田則例。起科夏稅正麥陸勺　秋粮照依原額起科不等

職田每畝照依民田則例。起科夏稅正麥陸勺　秋粮照依原額起科不等

學院田每畝照依民田則例。起科夏稅正麥參勺　秋粮照依原額起科不等

青田縣坊郭里長董均明等、本縣の指揮を承け奉じたる該に、溫州府の指揮を奉じたるに、稅粮黃冊の事の爲にす。仰得したるに、坊郭有田の人戶は、一百戶ごとに、分かって十里となし、內より田粮丁力の近上の家を(推)し

て、定めて里長となし、一年毎に一名を挨次して、十年に承當せしめ、週りて復（始）めよ。□名を甲首に承當し、下年に一體に挨次輪當せしむ。保内に但し編排盡さざる畸零の戸家あり、或いは三十、四十戸あらば、務めて本保を出ださざるを要し、一體に甲首を設立し、隣近の里長をして、通じて管帶を行なわしむ。もし□編排して甲を成すに及べば、小黄冊を置立して、各（丁）口田粮數目を開寫し、當該里長をして收受せしめ、相い沿うて交割して、錢粮を催辦せしめよと。此れを奉じ、今、坊郭が攢造し到れる人丁田粮黄冊、編排せる里長甲首（の圖？）をもって、后に具す（下略）。

右の溫州府の指揮は後述のごとく洪武三年に出されたものとみられるが、その指揮を受けた青田縣は處州府に所屬し、もともと溫州府の管轄下にははいっていない縣である。その青田縣が溫州府の指揮を受けているのはどういうことなのであろうか。あるいは溫州府より處州府をはじめ浙東諸府にこの通達を發したのかも知れない。それはともかく、右の資料によって、溫州、處州では洪武のはじめに百戸を一里とする里甲制が施行されたことは確實である。右の指揮によれば、有田の人戸を百戸ごとに一里として、里内の田糧丁力の多い者を里長にえらび、毎年一人ずつが輪番に就役し、十年で一巡する。さらに□名を甲首に充てて里長同様に輪番に就役することになっている。肝心の甲首の人數のところが「とじ目」にかかって不明であるが、この規定を『吳興續志』の同時期の記事と比べてみると、甲首の人數について、湖州各縣の規定はすべて里長一名に甲首十名となっている。したがって右の□内も十とあるとみるのが妥當であろう。しかしすでに鶴見、山根兩氏とも指摘しているように、規定にしたがえば、一百戸のうち毎年里長一名、甲首十名が就役すると、甲首については九年で一巡してしまうし、十年一周の建前をとれば、後の里甲制のごとく、一百一十戸をもって一里にしなければ計算が合わないことになる。實際にはどうであろうか。資料六では第壹甲は里長戸を含めて七戸、傳六四下―26には

第七甲里長方遂一等一十戸

とあり、一甲は里長戸を含めて十戸である。つまり後の里甲制のごとく里長戸を除外して甲が編成されているのではなくて、里長も甲内に包含して十戸とする原則であったとみられる。そうすると、甲首に當る戸は一甲内に九戸であり、十年一周の輪番制を行なうには一名不足するので、どうしても十年間に二度甲首をつとめる者がでてくる。資料六のごとく一甲五、六戸の場合はなおさらである。その間の編成事情はなお明らかでない。また一方、後掲の資料十一では全體百戸のうち里長十戸を除いた九十戸を九甲に分けている。百戸をもって里甲を編成するとすれば、この方がより公平なやり方であり、百十戸をもって編成した後の里甲制は後者の方法を發展させたものとみられるのである。つまり、洪武初期の里甲編成は百戸を一里とする原則は作られていたが、毎甲の分け方や甲首の定め方には必ずしも確定したものがなかったように、右の諸資料から推測される。規定においても、洪武十四年のそれでは「(里長戸以外の)餘の百戸を十甲となす。甲は凡そ十人」(明實錄)と一里内の甲數と甲内の戸數を明記するが、洪武初年の資料十や『吳興續志』の記事には、そのような整合的な説明がなされておらず、おおむね甲首十人と定めているにとどまる。そのことは、當初の里甲が大わくのみを定めたものであって、里内の編成に當っては融通性をもっていたことを物語っているようである。

當時の里甲制が畫一的でなかったことは、つぎの畸零戸の扱いにおいても言える。『吳興續志』によれば、湖州府歸安縣では『不盡の數、九戸以下は正圖に附し、十戸以上は自ら一圖をつくり、甲首は戸の多寡に隨って置く」と記し、長興縣では「不盡の畸零、九戸以下は正圖に附し、十戸の上は、亦た一圖をつくり、里長一名を設け、甲首は戸の多寡に隨って設く」とある。つまり十戸以上なら一里として里長を置き、甲首は戸數の多寡により、おそらく十戸ごとに一人を設けるという規定である。それに對して資料十の場合、畸零の戸が三十戸四十戸とあるものも保分を越えて百戸にまとめることを避けて、それだけで同様に甲首を設立して近隣の里長に管帶せしめるとある。つまり、湖州と異なり、甲首を設けて里長を置かないのである。この方法は洪武二十四年頒布の攢造黄冊格式に「凡そ里長を編排するには、務めて本都(その)を出ださず。且つ一

都に六百戸あれば、五百五十戸をもって、編して五里となし、剰下せる五十戸をば本都に分派し、各里長名下に附して、帶管して差に當てしむ」（大明會典二〇）とある編成原則に似ている。鶴見氏によると洪武十四年令の畫一的な規定に比べ、二十四年の法令がより具體的現實的な立場に立つものであるという。後者の規定は洪武初年より試行されていた右のような方法を採り入れたものなのであろう。ともかく、畸零戸の扱いについては、少なくとも浙東と浙西とで相違があったことが知られる。

さて里甲の編成を終えると、小黄冊をつくって、そこに各戸の丁口、田產の數目を記錄し、各年の里長が順次引きつぎ、錢糧徵收の用に供すると、資料十に記しており、それが『吳興續志』に「小黄冊圖の法」と稱するものである。この記事から、資料七より資料十に掲げた丁口田糧を記載した文書が、青田縣下で作成したところの小黄冊であることが確認できる。實は本書にはこうした小黄冊の斷葉がかなり多く存在するのである。里甲制確立後の黄冊制度については、韋慶遠『明代黄冊制度』（一九六一年、中華書局）の專著があり、そのなかに黄冊編造の手續き、黄冊の保管方法について詳述しており、黄冊編造の基礎となる戸帖の實物をも掲載しているが、黄冊そのものについては觸れるところがない。したがって右の諸資料が小黄冊であると確認できると、黄冊制度の研究に一つの材料を加えることになろう。また李光濤『明朝史略』（一九五七年、湖北人民出版社）は、その口繪に賦役黄冊と題する一圖版を掲げているが、それが黄冊でないことも、右の諸資料の形態から明らかである。

資料十の牒狀に里長董均明らが小黄冊と「編排里長甲首□」とを呈出したと記されているが、甲首下の不明の文字はおそらく「圖」字であり、その圖が『吳興續志』に「小黄冊圖」と稱するものに相當するのであろう。そうした里長甲首の編成圖も本書紙背には三、四點存している。つぎにそのなかの一圖を掲げよう。

資料十一　「編排里長甲首圖」一（傳六六下―33）

	里長	甲首	甲首	甲首	甲首	甲首	甲首	甲首	甲首
洪武四年	九保普濟院	一保葉彥浩	三保胡先之	四保金安堂	四保葉成柒	四保項福參	五保劉盛三	六保王仲達	六保金遐伍	六保鄭彥名
洪武五年	九保	一保	三保	四保	四保	四保	五保	六保	六保	六保
洪武六年	九保	四保	三保	四保	四保	四保	五保	六保	六保	六保
洪武七年	五保	一保	三保	四保	四保	四保	五保	六保	六保	六保
洪武八年	四保	一保	三保	四保	四保	四保	五保	六保	六保	六保
洪武九年	七保	一保	一保	四保	四保	四保	四保	五保	六保	六保
洪武十年	七保	一保	一保	四保	四保	四保	五保	五保	六保	六保
洪武十一年	七保	一保	一保	三保	四保	四保	四保	五保	六保	六保
（洪武十二年）							四保	五保	六保	六保

界線は朱筆。洪武十二年の欄は用紙が斜めに切斷されているために上の部分が缺けている。ところでこの編排圖が洪武四年に始っていることは、前掲の溫州府の指揮および黃冊の作成が洪武三年中になされたことを證明するものである。すなわち湖州府と同じく、溫州府處州府の場合も小黃冊圖の法が洪武三年に發布されたのであり、第七圖の「洪武三年十二月　日十六都里長」（六九上—38）の墨書が小黃冊と關係があるとすれば、この小黃冊圖は洪武三年十二月に作成呈出されたものと推定しうる。また本書紙背に存する編排圖のうち尾部を殘すものでは洪武十三年まで記錄するので、もともとこれらの圖は溫州府指揮に記す十年一周の里長甲首編成圖であったことも、自明である。『吳興續志』に「每百家畫爲一圖」と記す圖、後の洪武十四年令に「每里編爲一冊、冊之首總爲一圖」とある圖、さらには『嘉靖惠州府志』『嘉靖香山縣志』等に「同一格眼、謂之一圖」[23]と說明する圖というのは、いずれもこのような形式の編排圖を指しているとみられる。第八圖はかつて內閣黃本庫から發見され、王梅莊によって紹介された順治十四年、山西大同府蔚州の黃冊圖である。[24]これによっても黃冊のはじ

めに附する總圖の様式がわかり、しかもその様式は明初から清初までほとんど同一であったことが、一見して知られよう。ただわが國の從來の研究では、黄冊圖について必ずしも明確には理解されていなかったようである。

さて資料十一では、第二行以下の人名をすべて省略したが、右肩に附した保數は漏さず移録した。里甲と在來の行政區劃たる都保との關係をあらわすためである。兩者の關係についてこの圖をみてみると、甲の編成に一定の原則があったことがうかがわれる。すなわち、百戸の有田人戸のうち里長十戸を除いた九十戸を九甲にわかったうえ、第一保に屬する人戸から順次、第一甲以下に編配する。その場合、第一保の人戸を第一甲に配して餘ったものは第二甲の後の年度に割付けるといった順序をとっている。ところで里長戸、甲首戸を出す保は一律ではない。洪武四年より十一年までの八年間の里長、甲首が屬する保を集計すると、つぎのごとくである。

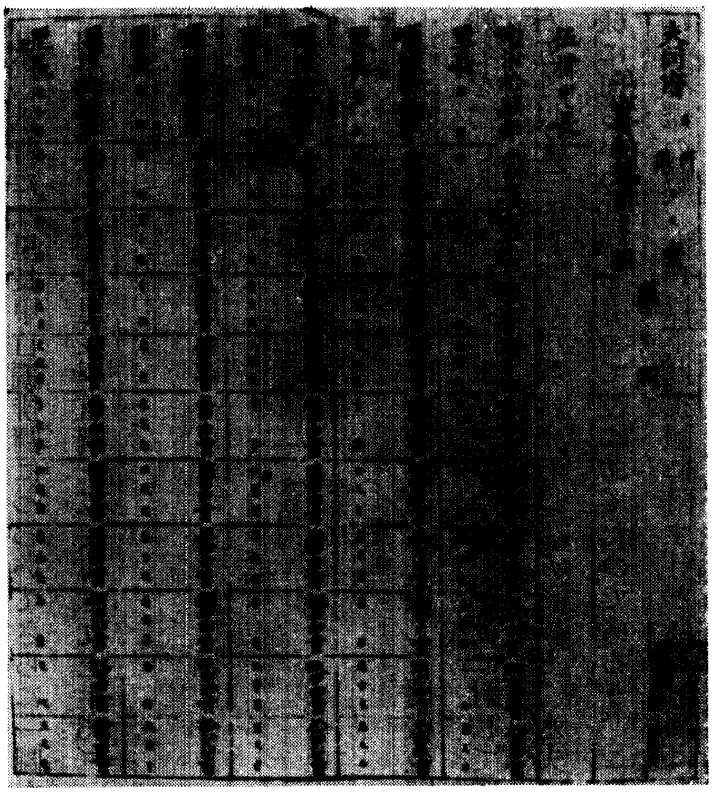

第八圖　「黄冊圖」（王梅莊論文所引）

保	一	二	三	四	五	六	七	八	九
里長				1	1		3		3
甲首	10		6	27	12	21			

これによれば、里長は四、五、七、九保に限られ、甲首の方は四保と六保とがとくに多い。また里長を三人出している七

保と九保には甲首がなく、二一人も甲首がいる六保には里長が出ておらず、二保八保からは兩者とも出ていないといった具合に、きわめて不ぞろいである。この表はそのまま某都の有田人戸の分布を示すものであり、それが各保間でかなり不均衡を生じていた事實を物語るものといえよう。そのような不均衡があるにしても、當時の里甲は都保つまり在來の行政區劃に卽して編成されたことが知られる。その點は前掲の溫州府の指揮に、里甲の餘剩戸もつとめて保分を越えざることと規定し、現實に一里七十戸の場合（資料六）もあったことなどからもうかがわれよう。さらに十四年以降の里甲編成にあたっても、このような配慮がなされていたことは、二十四年令に「凡そ里甲を編排するには、務めて本都を出でず」という同樣の文言があることで明らかである。

本書紙背には里長甲首編排圖につづいてさらに一圖を加えたものもある。

資料十二　「編排里長甲首圖」二（傳六九上―35）

（前略）

帶管外役水站夫戸

水站夫	水站夫	水站夫	水站夫
淨覺寺	危伯祥	朱仕會	洙永叔

また傳六九上―42には、帶管外役人と題して同樣の圖があり、弓兵、運夫、水站夫、鋪兵、禁子、祗候あわせて四三人の姓名を書き入れてある。水站夫等は里甲正役に對して雜役とよばれた差役の一であり、湖州府の例では、祗候、禁子は苗二石五斗以上三石以下、弓兵は十石以下五石以上、水夫は糧の五石に及ぶ者をそれぞれえらんで點差している。處州府でも同樣に何らかの基準をもって役にあてたのであろう。この圖が、洪武十四年令に畸零戸は「圖後に列べ」とあり、『吳興續志』に「不盡の數、九戸以下は正圖に附す」とある附圖に當るのではないかと思われるが、その標題を「帶管外」としているの

は、どういう意味であろうか。當時は正管戸、帶管戸以外の、里甲に編成されない若干の戸があって、その戸が雜役を負擔していたのであろうか。なお傳六九上―42の「編排里長甲首圖」の背面、すなわち本書の紙表の「とじ目」近くに、つぎのような墨書九行がみえる。

資料十三

造冊里長／　董均□／　董均□／鄭彥□／楊子□／楊子□／鄭彥□／楊仲□／張□□

いずれも「とじ目」に隱れて名前の一字が不明であるが、最初の董均□はおそらく資料十の、牒狀を具呈した「青田縣坊郭里長」の董均明であろう。すなわち上掲の小黃冊および圖は、處州府青田縣下の坊郭諸里の里長八名によって作成されたものであった。

以上のごとく、靜嘉堂文庫所藏の宋刊『漢書』殘本は、卷宗刷尾と小黃冊との二種の官冊廢紙を用いて印刷したものである。前者が溫州府千戸所關係の文書であり、後者が溫州府の指揮をうけて青田縣の里長たちが作成した小黃冊であるから、ともに溫州府に關する文書として、一括して架閣されていたのであろう。そのことから、これらは溫州府の架閣庫に收貯されていたものであり、本書は溫州で印刷したと推測されるかも知れない。しかし、前述のごとく、本書の版木は明初に南京國子監に所藏されたものであるから、これらの官冊は中央に送付された部分とみられる。紙背文書に記す官衙の場所によって、當該版本の印刷地が推定されることが少なくないが、同一文卷が縣、州さらに中央と、それぞれに送付され收架されるので、一概に文書に記した場所からは印刷地を決定できない。本書の紙背文書はその例である。

明代の紙背文書を有する版本には南監印行の正史が多い。そのうち、前表22『隋書』は本書と同じく黃冊廢紙であろうし、洪武二年蕭山山陰兩縣の公文紙を用いて印刷したと說明される19『爾雅疏』の紙背文書は、この地方に小黃冊圖の法が

施行される直前に作成した文書であることから注目される。

六、おわりに

廣大な中國を專制支配した歷代王朝において、中央から地方末端にいたるまで、それぞれの衙門で作成された官文書はおびただしい數にのぼったはずである。そのうち重要文書は、行移を終えたのちも各衙門の架閣庫に保管されて、のちのちの檢索の用に供したが、それらの尨大な官文書群も、清代の檔案類を除けば、ほとんど散佚してしまって、現在では見ることができない。將來においても、それが大量に發見される望みはきわめて薄い。その意味で、印刷用紙となってわずかに遺存してきた漢籍の紙背文書は貴重な存在であるといわねばならない。その數量は二萬葉を下らないと推定されるが、もとより、宋元明三代の間に生產された官文書の全體からみれば、それはまさに滄海の一粟にすぎない。しかも、しばしば言及したように、紙背文書はかくれた資料であり、現狀では詳密な調査は不可能な資料である。したがって今、紙背文書の資料的價値をいくら強調したところで、それを歷史資料として直ちに活用し役立て得るといった性質のものでもない。

紙背文書はそうした制約をもち、しかも本稿で扱ったものは、現存の確かなもののうちの十分の一にも滿たぬ微々たる數量であるから、これのみで當代官文書全般を論ずることは、もとより不可能である。また綫裝の狀態にあるものの紙背を、書物を傷めずに正確に移錄することも至難のことである。そこで本稿では、調査可能なわずかな手がかりをもとにして、當代の地方官廳における文書處理の方法を明らかにすること、各文書の種類を判定し形式を復元することに、考察の重點を置いた。その結果、紙背文書は刷卷を經て架閣された文書であり、刷卷に關する文書を含んでいることが明らかになった。その事實は、この時代の官文書を扱う場合につねに心得ておかねばならない點であろう。また文書の種類を判定するにあたって、『元典章』『諸司職掌』などの政書を利用したが、これらの典籍に文書作成の手續きや書式がかなり詳しく記載されて

いる。しかし、その説明の文章から文書のかたちを具體的に浮び上らせるのは容易でなく、たとえば黄冊圖のごとく、これまで漠然とした、時には誤った理解のまま過されている場合も少なくない。本稿で扱った二、三の文書例は、そうした政書の記事を肉付けする役割を、わずかでも果たしえたのではないかと思う。

冒頭にも述べたごとく、中國古文書研究はなお未熟な狀態にあり、ことに宋代以後の文書について、官私文書の形態上の檢討もほとんど行なわれていないのが現狀である。本稿はわずかな紙背文書を材料として、元代と明初の二、三の地方官廳文書の形式を考察したにすぎない。今後さらに遺存する各種文書の收集につとめるとともに、宋代以後の文書形態の變遷過程などについて、着實な研究を積み重ねていかねばならないことを痛感する。そうした將來の古文書研究に本稿が何らかの契機を與えることになれば幸いである。

（本稿は總合研究「宋元時代の社會と文化の總合的研究」の分擔研究成果の一部である）

註

(1) 村松祐次『近代江南の租棧—中國地主制度の研究』（一九七〇年、東京、近代中國研究委員會刊）はその代表的成果である。

(2) 本書は一九六七年一〇月の東洋文庫五十周年展に展示された。

(3) 趙萬里「兩宋諸史監本存佚攷」（慶祝蔡元培先生六十五歳論文集上、民國二二年）

(4) 蘇學士文集卷九、上集賢文相書

此會以常年醵率、吏人燕集非類。某思之、以爲非便。遂與同監院劉巽、出俸錢十緡。又於尋常公用賣故紙錢四五十索、相兼使用。此錢本由斥賣棄物、兩曾奏聞本院。自來支使、不係諸處帳籍、如外郡貨賣雜物、以充公用之類也。既以與祀神之餘。與館閣同舍本局群吏、飲食共費之。推按甚明、具獄備在。無一物入己、而以監主自盜、減死一等定刑。

蘇舜欽は同時に歐陽脩にも同趣旨の書簡を送っている（梁溪漫志）。

(5) 宋代の公使錢については、佐伯富「宋代の公使錢について—地方財政の研究」「宋代の公使庫について—地方財政の研究」（共に『中國史研究第二』、一九七一年所收）參照。

(6) 衣川強「官僚と俸給—宋代の俸給について續考」一、米價（東方學報京都四二冊、一九七一年）參照。

(7) 斯波義信『宋代商業史研究』（一九六八年）第三章第二節〔一〕紙（二四一—七一頁）參照。

(8) 官文書用紙は唐代の麻紙、藤紙から楮紙、竹紙に移行し、それは主に江南の徽州池州等から貢納された（同右書二六四頁）。

(9) 倉石武四郎・吉川幸次郎撰、北平、文學同盟社排印、『文字同盟』二四・二五號合刊、六二頁。なお『舊京書影』は舊北平圖書館所藏善本の書影であり、京都大學文學部に二本所藏されている。

(10) イ、晉書　元刻殘本。紙角有徽州府歙縣提調徽州府婺源縣提調昌化縣解物人章繼祖□州府解物人朱慶等朱記。

ロ、宋書　宋刻元修殘本。紙角有朱印衢州路西安縣解紙人方允成。

ハ、魏書　宋刻元修殘本。紙角亦有處州府青田縣提調官縣丞李宗厚司吏沈與忠及衢州府西安縣解物人方允成等朱記。

ニ、五代史記　元刻殘本。紙角有金華府解物人吳仲智或余鮮朱記。

以上の記錄は他の藏書志、圖錄類には載せられていない、元代紙業の一資料であるので、煩を厭わず全文を掲げた。

(11) なお元代の紙背文書を紹介したものに、杉村勇造「元公牘零片」（服部先生古稀祝賀記念論文集、一九三六年）があるが、文字の移錄にとどまっている。

(12) 本書中にもう一葉存する。その内容はつぎのごとくである。

於楊文五官床後、敲打欄當、楊登一官出外、
衆賊進入楊文五官床後、鄭文八用斧頭剉
開□□木橱鐵、顧周牙兒開橱、將竹箱一隻、
開□銀鍋兒一箇、并鈔一大沓、有紙包裹
銀□、釧鐲珠子、不計數目、用章定八鄭文
八帶□布袋盛貯、听得楊登一官聲叫打
劫語句、衆賊口内俱各胡訖(說)一聲、取路從楊
文五官後門出外、將火把四散撒棄、同到章定
五家中間屋内分贓、章定八執灯照亮、章定
五等、將布袋内贓物、傾出地上、看得俱係紙
被包袋并鈔一大沓、數計三十一沓、及銀鍋兒

(13) 藤野彪「元朝の經理」（愛媛大學歷史學紀要五、一九五七年）參照。

(14) このパスパ字は、西田龍雄教授の御教示によれば、jeg beg ではないかとのことである。もとよりこの種の文字に全く文盲である筆者の不確實な移錄と、わずかに寫眞にあらわれた文字から判讀ねがったわけで、教授の懇ろな御教示に感謝するとともに、もしその移錄に誤りがあるとすれば、その責任は筆者に存する。

(15)(16) 宮崎市定「宋元時代の法制と裁判機構―元典章成立の時代的・社會的背景」（アジア史研究第四、一九六四年）參照。

(17) 『元典章』六「刷卷首尾相見體式」の前文に、

某衙門吏員
今照勘到某年上下半年應合該刷文卷、與委定首領官、共眼同檢勘過、號計張縫、粘連刷尾完備、逐一具報前去。結定中間、並無隱漏差報宗數。如後因事發露、或查勘得、却有漏報、該刷卷宗首領官吏、情願當罪、釐事罷役無詞。

とある。

(18) 至元新格の佚文については、植松正「彙輯『至元新格』並びに解說」（東洋史研究三〇―四、一九七二年）參照。

(19)(20) 倉田淳之助「漢書板本攷」（東方學報京都二七、一九五七年）參照。

(21) 本章の考察にあたっては、鶴見尙弘「明代の畸零戶について」（東洋學報四七―三、一九六四年）同「明代における鄉村支配」（岩波講座世界歷史一二、一九七一年）山根幸夫『明代徭役制度の展開』（一九六六年、東京、東京女子大學學會）に負うところが大きい。

(22) 本書の口繪については岩見宏氏から教示をえた。

(23) 鶴見「明代の畸零戶について」四五、四八頁。

(24) 王梅莊「清代黃冊中之戶籍制度」（文獻論叢一一七―一三三頁、一九三六年）。この論文および圖版は存華學社編『清代掌故綴錄』（一九七一年）にも收錄されている。